

平成20年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月16日(月)～6月26日(木) (会期11日間)

| 月 日 | 曜日 | 日 程 | 備 考 |
|-------|----|---------|---------------------|
| 6月16日 | 月 | 本会議(開会) | ・理事者提案説明 |
| 6月17日 | 火 | 本 会 議 | ・一般質問 ・質疑、委員会付託 |
| 6月18日 | 水 | 常任委員会 | |
| 6月19日 | 木 | 常任委員会 | |
| 6月20日 | 金 | 常任委員会 | |
| 6月21日 | 土 | 休 会 | |
| 6月22日 | 日 | 休 会 | |
| 6月23日 | 月 | 常任委員会 | |
| 6月24日 | 火 | 休 会 | |
| 6月25日 | 水 | 休 会 | |
| 6月26日 | 木 | 本会議(閉会) | ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 |

平成20年第2回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成20年6月16日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成20年6月16日
 午前10時30分
 1. 散 会 平成20年6月16日
 午後 1時52分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三好 幹二
 副 市 長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 会 計 管 理 者 角 藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫

産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明
 教 育 部 長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監査委員 正司 哲浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 九鬼 則夫
 議事係 係長 井上 千浪

1. 議事日程

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(3番 兵頭 学、4番 明智祥勝)

2 会期の決定

(6月16日～6月26日 11日間)

3 議案第80号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について

議案第82号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第83号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

4 議案第84号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第85号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について

| | | |
|-------------|--|--|
| 議案第 86号 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について | 許費繰越計算書の報告について |
| 議案第 87号 | 平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号) | 報告第 4号 平成19年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 議案第 88号 | 平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号) | 7 発議第 2号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 89号 | 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 90号 | 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 91号 | 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 92号 | 平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 93号 | 平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 94号 | 平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 95号 | 平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 96号 | 平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号) | |
| 議案第 97号 | 平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号) | |
| 5 議案第 98号 | 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について | |
| 6 報告第 1号 | 平成19年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について | |
| 報告第 2号 | 平成19年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | |
| 報告第 3号 | 平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明 | |
| 本日の会議に付した事件 | | |
| | 1 会議録署名議員の指名 | |
| | 2 会期の決定 | |
| | 3 議案第 80号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 81号 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 82号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 83号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 4 議案第 84号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 85号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 86号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について | |
| | 議案第 87号 平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号) | |
| | 議案第 88号 平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号) | |
| | 議案第 89号 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | |
| | 議案第 90号 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号) | |

- 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 5 議案第 9 8 号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について
- 6 報告第 1 号 平成 1 9 年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 平成 1 9 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 発議第 2 号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

開会 午前10時30分

議長 ただいまの出席議員は24名であります。これより平成20年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のごあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 平成20年第2回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

四国地方の梅雨入りは、昨年より1週間ほど早いようではありますが、この天候不順な季節には、どうしても体調を崩しがちになります。議員の皆様におかれまして、どうか健康に十分ご留意をいただきながら、議会活動に専念されますことを心から祈念を申し上げます。

さて、さきの臨時議会におきましては、正副議長を初め各正副常任委員長が改選されたところでございますが、嶋川前議長を初め各常任委員会委員の皆様におかれましては、一方ならぬご尽力を賜り、まことにありがとうございました。ここに改めまして心から厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、新議長となられました梅川議長を初め委員の皆様におかれましては、それぞれ新たな気持ちで本定例会に臨まれていることと拝察いたします。どうか今後より一層のご活躍をご祈念申し上げますとともに、円滑な市政運営が図られますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、去る6月10日から再任により別宮副市長には2期目を、並びに同日の教育委員会で森英二氏が教育長に任命され就任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

市勢発展のため私とともに市政運営に当たっていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日ここで皆様に訃報を申し上げなければなりません。去る5月30日、西予市名誉市民の三瓶町出身でございます佐々木良一氏が、東京都の自宅でご逝去をされました。この突如の訃報に接し、市民の皆様とともに心からご逝去を悼

み、謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

佐々木氏は、昭和3年に三瓶町蔵貫村でご生まれ、昭和29年4月に佐々木興業株式会社に入社し、昭和55年から今日まで佐々木興業グループの代表取締役社長としてご活躍をされておりました。この間、氏はふるさと三瓶をこよなく愛し、蔵貫小学校や蔵貫公民館、さらには三瓶文化会館へ多額な金員をご寄附され、町勢発展に多大のご貢献をされた方でございます。ここに市民を代表して哀悼の意をさざげる次第でございます。

さて、今定例会におきましては、議員の皆様から一般質問をお受けするとともに、条例改正6件、補正予算11件、報告4件及び八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について並びに西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定についての合計23議案につきましてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提出理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご決定、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般会計補正予算の説明の中で、私の2期目の市政運営方針につきまして既にお示しをしておりますマニフェストを踏まえ、その所信の一端を述べさせていただきたいと存じています。

以上、簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に3番兵頭学君、4番明智祥勝君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、お手元に配付のとおり、本日から6月26日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月26日までの11日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第80号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第83号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第80号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、副市長一人制への移行にあわせ、公営企業会計部門の独立性と機動性を強化するため行政組織機構を再編し、公営企業部を設置することに伴うものであります。

新設する公営企業部では、上水道事業、病院事業及び介護老人保健施設事業の公営企業を適用する事務を所管することといたしており、これに伴い上水道事業に関する事務は、産業建設部から移管されることとなります。

しかしながら、簡易水道事業については、公営企業法の適用を受けないため、産業建設部の所管のまま残ることになり、上水道事業と密接な関係にありながら、異なる部門で事務処理を行うこととなります。

そこで、今後市内水道料金の格差縮小に向けた取り組みを進める上で、上水道事業及び簡易水道事業を一体的に処理、検討する必要があることから、簡易水道事業に係る事務を公営企業部に移管し、補助執行させ、事務の円滑な推進を図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第81号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」

提案理由のご説明を申し上げます。

現在の有料駐車場は、宇和町内に3カ所ございますが、3カ所ともに宇和町駐車場管理組合が指定管理者として維持管理などを行っております。今回追加する駐車場用地は、昨年地元の商店街、住民、消防団、駐車場管理組合の連名で、公用地として用地取得後に有料駐車場として使用させてほしいとの強い要望があり、検討の結果、周辺に駐車場がないことや非常時には一時避難場所として利用できるなど、利便性及び防災上でも必要であると判断し取得したもので、駐車場としての運用にあわせ本条例の一部を改正するものであります。

なお、本駐車場については、使用開始時期は周知期間を考慮し、9月1日からといたしております。

また、既存の駐車場と同様に、指定管理者による運営管理を行う予定であり、議決後は速やかにその手続を行う予定であります。

なお、位置等につきましては、配付いたします参考資料をごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案第82号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、公営企業部の新設に伴い、上下水道課の所管する上水道事業に関する事務が、産業建設部から公営企業部に属する事務となることに伴い所管の部の名称を改めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第83号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、2件の法改正に伴うものであります。

まず、戸籍法の改正により本年5月1日から本人または直系尊属及び直系卑属以外からの戸籍の請求については制限が加えられ、その際の手続については、法律上別の規定が設けられました。これに伴い戸籍の交付手数料の根拠法令である地方公共団体の手数料の標準に関する政令において引用している戸籍法の規定が変更されたため本条例

の一部を改正するものであります。

なお、今回の改正に伴う手数料の額には、変更ございません。

もう一件は、事務事業の確認作業の中で、平成16年の食糧法の一部改正により、米穀取扱業が登録制から届け出制に移行し、申請手数料が無料化されていたことが判明したことに伴い関係手数料の規定を廃止するものであります。

なお、この手数料については、法改正後の本市における適用実績はございません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第80号から議案第83号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、議案第80号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第81号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第83号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第84号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」から議案第97号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森教育部長さん。

森教育部長 議案第84号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

社会体育施設である既存の三瓶庭球場につきましては、平成19年度に施工いたしました三瓶中学校体育館建設にあわせ三瓶中学校運動場内に移転整備をいたしました。

今回の改正は、この庭球場の移設により、その位置を改めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第85号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

乙亥の里は、地域の歴史・文化の継承を図るとともに、地域商業活性化に資する施設として整備された施設であり、現在西予市商工会が指定管理者として管理運営を行っております。

今回の改正は、乙亥の里の温浴施設カロト温泉の入浴料金について増額するものであります。

その理由といたしましては、本施設はイベントの開催やPR等数々の集客向上への取り組みにもかかわらず、入浴客が伸び悩んでおり、さらには、営業時間の短縮や休日の設定などにより燃料

消費の減少を図るなど経営努力を続けてまいりましたが、この数カ月間における石油燃料の急激な高騰が経営圧迫に拍車をかけ、非常に厳しい経営状況にあります。

こうした状況の中、採算性の確保及び経営の立て直しを図るため、やむを得ず入浴料金の増額に踏み切るものであります。新料金につきましては、クアテルメ宝泉坊や塩ぶろはま湯などの市内同種施設と同額に設定し、現行よりも1回の入浴料を100円増額、回数券につきましては、11枚つづりから12枚つづりとし、1,000円増額するものであります。

なお、入浴料変更の時期につきましては、周知期間を考慮し、8月1日からといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第86号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

従来ふるさと市町村圏基金の取り崩しを行う組合は、取り崩しによって行う事業をふるさと市町村圏計画に位置づけるとともに、県を通じて総務省に報告を行うことが必要でありました。今回総務省からの通知により、広域行政機構及び構成市町の事業実施に必要な限度であれば、起債の未償還額を除いた額の範囲内で取り崩しが可能となりました。

さらに、総務省への報告や県との協議など圏域外の調整手続が不要になったことにより基金の取り崩しについての規制が緩和されました。このことから、ふるさと市町村圏基金の取り崩しを可能にするため組合規約を変更するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、2期目の市政に当たり、その所信について述べさせていただきます。

さきの市長選挙におきまして、私は無投票当選をさせていただきました。このことは市民の皆様から私の4年間の市政に対して一定の評価をいただき、新たな4年への信託を与えていただいたものと思っております。この無投票当選という市民の皆様からの声なき声を真摯に受けとめ、一層の責務の重さを痛感し、新たな覚悟で皆様の負託にこたえてまいりたいと存じます。

広報せいよ6月号にも書かせていただきましたが、近年社会経済の極集中化が進み、いわゆる勝ち組、負け組など格差社会が言われる中であって、さまざまな分野で国全体のバランスが崩れかけ、国や行政への不信感や将来への不安感が増大するとともに、人々が自信や誇りを喪失しつつあるなど大きな社会問題となっております。

しかし、そうした時代であるからこそ、日常の中にある真の豊かさや誇りを享受する地域社会の構築が求められていると感じております。私は今回の市長選挙に当たり、ローカルマニフェストを市民の皆様提示させていただきました。従来の公約から一步踏み込み、期限や財源等を明示した具体的提言としました。基本的理念は「誇れる愛着の持てる西予づくり」であります。この誇れる西予市づくりは、遠く市を離れておられる方々にとって遠きにありて思う故郷は、誇れる西予市でありたいですし、また市民自身が自慢できる特徴のある市をつくるためには、地域の自然や文化、産業を見直し、有効な資源として誇れるものへ転化することが肝要であります。

また、愛着の持てる西予市として、市総合計画策定の折に実施したアンケート調査では、実に80%の人がこの西予市に愛着を持ち、住み続けたいとの回答でありました。この市民の思いを受け、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民の皆様が納得のいく西予市づくりを進めることが、この愛着を増進すると信じております。

マニフェストでは、西予市の持続安定社会づくり、ともに支え合う笑顔あふれる健康社会づくり、輝く文化・学びのまちづくり、生活を支える経営活動による豊かな社会づくり、ともに考えとみにつくる協働社会づくり、西予市基盤の行財政づくりの6つの西予市づくりとそれを実現するために28の政策に細分化して提言いたしました。

その背景には、地方分権時代であって西予市の

自己責任能力や政策の企画実践能力が問われていること、全国の20年先に行く少子・高齢化社会の西予市では、待たなしの取り組みが必要としていること、グローバル社会にあって、世界と西予市が経済・情報で直結していることを常に意識した地域づくりが求められていること等が上げられます。すべてが権限や財源を示すものではありませんし、国政や社会の変化で変更を余儀なくされる政策もあります。このマニフェスト2008は、市民の皆様へ市政とは何かを問いながら、市政の市民参加をより進めるきっかけづくりになるものではないかと思っております。私自身市政とは、市内資源、人材、市民の知恵を生かすことであり、連結させること、また足らざるを補うことであると考えております。皆様から負託されたこの4年間、世界や国の経済、社会情勢を分析しながら西予市の基盤づくりのため邁進する覚悟であります。一層のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1,743万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を232億5,143万2,000円と定めるものであります。

平成20年度予算につきましても、昨年同様総計予算主義により当初予算計上をしておりますので、今回の補正予算につきましては、4月1日付の人事異動による人件費の組み替えと原則どうしても今回計上しなければならない案件について計上をしております。

まず、総務費につきましては、平成22年度完成予定で進めておりますCATV整備事業を農林水産省と総務省の交付金を受け事業を実施することとしておりますが、平成20年度の交付金に変更となりましたので、それに伴う事業費の減額補正をしております。

次に、民生費では、西予市の福祉行政への推進を図るため、地域福祉、高齢者保護福祉及び介護保険事業、障害福祉の福祉3計画策定事業に係る経費を計上しております。

次に、衛生費では、京都議定書に基づいて制定されました地球温暖化対策の推進に関する法律により制定が義務づけられております地球温暖化対策実行計画策定に係る経費を計上しております。

次に、農林水産業費では、西予市農林水産物ブ

ランドづくり推進事業実施要綱に基づき、「あけはま丸搾りジュース」と「無添加うす塩手押しじゃこ天」のブランドづくりの支援に対する補助金を計上しております。

次に、土木費では、城川地区中川原橋改修工事に係る県営道路事業負担金を計上しております。

次に、消防費では、消防署講習会で使用するAEDの購入経費を計上しております。

次に、教育費では、今年度告示される小学校の新学習指導要領における小学校高学年の外国語活動の必修化に対応するため、ALT1名増員に対する経費、宇和町山田地区における県営基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費、平成3年度に建設された宇和文化会館の舞台照明設備及び屋上防水等の修繕に係る経費、三瓶皆江グラウンド整備事業のための測量設計経費を計上しております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして、主な歳入についてご説明いたします。

国庫支出金、県支出金では、CTAV整備事業において総務省と農林水産省の補助交付金の見直しがありましたので、そのための変更とそれに伴う市債が変更となりますので、その減額補正をしております。

ほかに埋蔵文化財発掘調査費県委託金、稲生地区における県の河川改修に伴う土地売払収入などを計上しておりますが、この上で歳出に不足する財源措置として、財政調整基金9,810万1,000円の繰り入れを行っております。

また、西予市土地開発公社に対し1,875万円を限度額とする債務保証の債務負担行為を行っております。この債務負担行為は、三瓶町垣生地区国道378号線道路改修改築事業に伴う県との合併事業における西予市土地開発公社の公共用地先行取得に係る債務保証に対するものであります。平成18年、19年度にそれぞれ2,000万円の債務を負担しておりますので合わせて5,875万円となり、今年度が最終の年となります。

以上、説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いいたします。

ちょっとこの場をかりまして、市民の皆様におわびをしたいと思います。そして、その対応

について報告をさせていただきます。

微量採血のための穿刺器具を患者への使用回しが報道されていますが、当市も同様の行為がありました。野村総合支所保健福祉課において、平成16年度から19年度にかけ、保健事業の糖尿病教室において62名、19年度から20年5月にかけて高齢者料理教室において24名、合わせて86名の市民の方に該当する器具、これをエースレットというそうではありますが、による血糖検査を実施していたことが判明いたしました。採血に際しては、採血針は1回ごとに交換し、皮膚に接触する先端のキャップは毎回消毒をしております。

また、市立宇和・野村両病院では、厚生労働省が医療機関に出しました注意喚起文書に係る件については、その時期以降には該当ありません。市としましては、市民の健康を守る立場から念のために簡易検査を受けていただくよう職員が該当者を訪問いたします。野村病院を検査機関として、日程は6月23日から7月31日と9月1日から9月12日の2回に分けて実施いたします。市民の皆様には心配とご迷惑をおかけしましたことをこの場をかりましておわびを申し上げたいと思います。

以上、説明にかえさせていただきます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出について説明をさせていただきます。

16ページをお開き願います。

9目13節システム更新委託料1,501万5,000円ですが、これは障害者自立支援法及び住民基本台帳法施行令及び施行規則の一部改正に伴う既存システムの改修と機器の更新に要する経費であります。

同じく12目情報推進事業費1億2,111万円の減額ですが、これはCATV整備事業の減額であります。この事業は、総務省と農林水産省の交付金を受けて実施する事業ですが、平成20年度事業実施に当たり、その交付金の配分割合が見直しとなり、総務省の交付金が減額となり、農林水産省の交付金が増額となったと

ころです。本来ならば総務省の交付金が減額になった分、農林水産省の交付金が増額になるところでありますが、農林水産省の交付金枠に限度があるため、予定より減額となりました。結果、総事業費につきまして減額となっております。このことにより当初計画しておりました宇和町永長地区及びれんげ団地地区の施工を繰り延べることとなりました。

次に、17ページでございますが、1目23節住民税過年度還付金3,845万円ですが、これは国の三位一体の改革による税率改正で、平成19年度から個人住民税が増額になり、所得税が減額となりましたが、平成19年中の所得が大きく減少した方は所得税が減額にならず、住民税だけが増額となっている場合があります。このような場合には、平成19年度の住民税を税源移譲前の水準に減額する経過措置を講ずることとなりました。その対象者1,495人に対する還付金であります。ただし、このうち県民税分1,726万6,000円につきましては、平成21年度に県委託金として市に交付されることとなります。

20ページをお開き願います。

1目13節その他委託料500万円ですが、これは地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害福祉計画の福祉3計画策定事業に係る経費であります。

27ページをお開き願います。

4目13節その他委託料290万円ですが、これは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、義務づけられております温室効果ガス排出量の削減等のための実行計画策定に係る経費であります。

30ページをお開き願います。

3目19節愛媛農林水産物ブランドづくり推進事業費補助金128万8,000円ですが、これはえひめ愛フード推進機構が実施する愛あるブランドの認定または認定が見込まれる産品及び加工品に対して、産地の加工、流通、販売の取り組みに対して重点的に支援する事業ですが、あけはまシーサイドサンパーク株式会社の「あけはま丸搾りジュース」と株式会社伊予蒲鉾の「無添加うす塩手押しじゃこ天」の取り組みに対して補助するものであります。

次に、31ページでございますが、10目19

節農村環境保全向上活動支援交付金 2 6 4 万 1 , 0 0 0 円ですが、これは農道や水路等農業施設の維持管理等の保全に対して集落へ支援を行う事業であります。宇和 2 地区、野村 1 地区、城川 2 地区の計 5 地区から追加希望がありましたので、その経費を計上しております。

同じく 3 目 1 9 節市単独作業道開設事業補助金 1 5 0 万円ですが、これは中筋地区作業道小老線開設に対する補助金であります。

3 7 ページをお開き願います。

3 目 1 9 節県営道路事業負担金 3 4 6 万 8 , 0 0 0 円ですが、これは魚成川河川改修に伴う中川原橋改修工事に対する愛媛県への負担金であります。

3 9 ページをお開き願います。

3 目消防施設費 1 0 5 万円ですが、これは消防署で使用します講習会用 A E D 購入に係る経費であります。

4 1 ページをお開き願います。

3 目語学指導外国青年招致事業費 2 5 6 万 7 , 0 0 0 円ですが、これは小学校の新学習指導要領において、平成 2 3 年度から小学校高学年に対して外国語活動の必修化が決定されました。これまでの英語活動は、西予市独自のカリキュラムで、小・中学生対象に A L T 3 名と西予市在住講師 1 名が主体となった授業を行っておりますが、平成 2 3 年度からは学級担任が主体となり、指導要領に沿った授業を行わなくてはなりませんので、その対策として今回 A L T を 1 名増員するものであります。

4 3 ページをお開き願います。

3 目 1 3 節測量設計監理委託料 6 5 8 万 1 , 0 0 0 円ですが、これは宇和中学校体育館改築に武道場を追加するための地質調査及び測量設計委託料に係る経費であります。同じく 1 5 節工事請負費 4 2 8 万 7 , 0 0 0 円ですが、これは三瓶中学校運動場北側に防砂対策として植栽及びネット設置工事をするものであります。

4 6 ページをお開き願います。

2 目文化財保護費 6 2 1 万 7 , 0 0 0 円ですが、これは主に宇和町山田地区県営基盤整備に係る埋蔵文化財発掘調査のための経費であります。

次に、4 7 ページでございますが、3 目 1 5 節工事請負費 1 , 0 5 7 万 8 , 0 0 0 円であります

が、これは平成 3 年度建設の宇和文化会館の保守点検を実施したところ、改修指摘のありました舞台つり物設備ワイヤーロープ交換、舞台照明部品交換及び屋根防水補修に係る経費であります。

次に、歳入でございますが、戻りまして 9 ページをお開き願います。

3 目 2 節農地災害復旧費国庫負担金過年度分 1 4 6 万 5 , 0 0 0 円と農業用施設災害復旧費国庫負担金過年度分 4 4 0 万 7 , 0 0 0 円ですが、これは平成 1 9 年度に実施しました野村地区農地等農業用施設及び城川地区の農業用施設災害復旧事業に伴う国庫負担金が今年度に交付されますので、その収入を計上しております。

同じく 8 目 1 節地域情報通信基盤整備推進交付金 1 億 3 , 4 5 9 万 8 , 0 0 0 円の減額、次の 1 0 ページ、1 目 3 節情報基盤整備県補助金 9 , 3 8 4 万 6 , 0 0 0 円につきましては、C A T V 整備事業に対する補助交付金の変更による補正であります。総務省と農林水産省との補助配分の見直しによるものであります。

また、このことによりまして、1 2 ページ、1 目 1 節情報基盤整備事業債も 8 , 1 6 0 万円の減額としております。

1 0 ページをお開き願います。

6 目 4 節埋蔵文化財発掘調査費県委託金 4 5 9 万 4 , 0 0 0 円ですが、これは山田地区の基盤整備事業に係る県の委託金であります。

次に、1 1 ページでございますが、1 目 1 節土地売却収入 1 , 3 3 4 万 4 , 0 0 0 円ですが、これは県の肱川河川改修に伴う稲生地内の市有地 2 , 9 0 1 . 0 8 平米の売却収入であります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第 8 8 号「平成 2 0 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出それぞれ 4 2 6 万 6 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 , 9 5 9 万 5 , 0 0 0 円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の一般管理費で、給料等の職員給与費 6 9 4 万 3 , 0 0 0 円

の減額と嘱託職員の補充に伴う賃金等265万6,000円、備品購入費2万1,000円の増額であります。

歳入では、一般会計繰入金426万6,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第89号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整と今年度から医療制度改革に伴い開始した特定健診事業、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金等の予算計上を行うものであります。

歳出につきましては、一般管理費の人件費を193万8,000円減額し、後期高齢者支援金等では、後期高齢者支援金を25万1,000円減額、同じく事務費拠出金を12万4,000円減額し、新たに病棟転換支援金を39万5,000円増額、同じく事務費拠出金を1万円増額、保健事業費では、医療費適正化費を11万3,000円増額、特定健診診査事業費を55万円増額、前期高齢者納付金では、新たに前期高齢者納付金を75万円計上、同じく事務費拠出金を9万円計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金を9万1,000円増額、一般繰入金を193万8,000円減額、財政調整基金繰入金を144万2,000円増額いたしました。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ40万5,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算額を59億497万8,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、医療用機械器具費の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

依津診療所の歳出では、一般管理費の人件費を31万7,000円増額し、歳入では、一般会計から繰入金を31万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を8,317万5,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費で人件費を16万1,000円増額、医療用機械器具費で借上げ料を83万4,000円を増額し、歳入では一般会計からの繰入金を99万5,000

円増額し、歳入歳出予算の総額を6,446万円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費で人件費を126万6,000円増額、医療用機械器具費で借上げ料を46万円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を172万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,648万7,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、一般管理費で人件費を9万8,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を9万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,982万1,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費で人件費を47万5,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を47万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,474万6,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費で人件費を11万4,000円減額し、医療用機械器具費で同額増額して相殺いたしましたので、歳入歳出の予算の総額は変更ありません。

次に、周木診療所の歳出では、一般管理費で人件費を80万3,000円減額し、医療用機械器具費で同額増額して相殺いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、議案第90号「平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、老人保健制度上、平成19年度内に精算できなかった平成20年3月までの診療請求分に係る委託料を計上するもので、歳入歳出それぞれ118万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億8,666万9,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、一般管理費の委託料を118万9,000円計上いたしました。内訳につきましては、共同電算処理委託料91万8,000円、医療費通知事務委託料を27万1,000円の増額であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を118万9,000円増額いたしております。

続きまして、議案第91号「平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整並びに新たに被保険者となられる方への保険証、普通徴収対象者への口座振りかえ依頼書及び保健受診予定者の増加に伴う受診券の郵送料等の増額によるもので、歳入歳出予算をそれぞれ472万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,727万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、一般管理費で給料等人件費を518万9,000円減額し、役務費の通信運搬費を14万4,000円増額いたしました。

徴収費では、通信運搬費を15万9,000円増額し、後期高齢者健康診査事業費では、通信運搬費を12万8,000円、手数料を3万4,000円増額いたしました。

歳入につきましては、事務費に係る一般会計繰入金を488万6,000円減額し、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を16万2,000円増額いたしました。

続きまして、議案第92号「平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費の調整と高齢者福祉施設との調整を図るため、介護認定調査員の増員に伴う経費が主なものであります。

それでは、各会計勘定ごとの予算内容につきましてご説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ229万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億4,022万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動に伴い人件費38万6,000円、総務費の介護認定診査会費で、介護認定調査員の賃金を190万8,000円増額し、地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業費で事業の実施方法を統一するため予算の組み替いをいたしました。

歳入では、歳出の増額に伴う財源として繰入金の一般会計繰入金を229万4,000円増額いたしました。

次に、施設勘定予算でございますが、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、内訳といたしまして、歳出では、総務費の施設管理費で人事異動に伴い人件費1,831万6,000円を減額し、予備費を

1,831万6,000円増額して歳出内で調整をしております。

次に、明浜デイサービス勘定についても、歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、明浜特別養護老人ホーム勘定と同様、歳出では総務費の施設管理費で人事異動に伴い人件費33万1,000円を減額し、予備費を33万1,000円増額して歳出内で調整をしております。

次に、城川居宅介護支援勘定でございますが、歳入歳出それぞれ11万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,205万1,000円と定めるものであります。内訳としましては、歳出では、総務費の施設管理費で、人事異動に伴い人件費11万円を増額しております。

歳入では、サービス収入の介護給付費収入を11万円増額いたしております。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第93号「平成20年度西予市簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,877万2,000円と定めるものであります。

歳出では、総務管理費において給料等の人件費27万5,000円を増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金27万5,000円を増額いたしました。

次に、議案第94号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出予算にそれぞれ270万6,000円追加し、歳入歳出予算を6億9,133万1,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費の施設整備費で給料等の人件費270万6,000円を増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金270万6,000円を増額いたしました。

次に、議案第95号「平成20年度西予市公共

下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出予算にそれぞれ323万4,000円追加し、歳入歳出予算を8億8,063万4,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設整備費で給料等の人件費323万4,000円の増額であります。

歳入につきましては、下水道事業債150万円、一般会計繰入金173万4,000円を増額いたしております。

また、今回の補正では、地方債の限度額の増額に伴います地方債補正を行っております。

次に、議案第96号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。したがって、収益的支出のみの補正となっております。

内容につきましては、営業費用におきまして給料等の人件費429万円を増額するものであります。これによりまして収益的支出の総額は6億3,764万6,000円となっております。

また、この人件費の増額補正に伴いまして議会の議決を経なければ流用することのできない経費を429万円増額し1億1,016万1,000円といたしております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第97号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、4月より常勤医が赴任となった野村病院の眼科につきまして、白内障手術等業務は順調に行われておりますが、外来診察室で保有しております眼底カメラ及び後発白内障の治療に使用するヤグレーザーにつきまして、購入後14年を経過し老朽化のため使用に耐えられないことから、業者からの借用をして対応している状況となっております。この機器につきましては、今後も外来診察に必要な機器であることから、今回更新をお願いするものです。

内容につきましては、資本的支出、医療機器購入費2,163万円を増額計上するものであります。

以上の補正により資本的支出の合計は1億6,949万1,000円となり、資本的収入額が資本的支出に対して不足する1億3,961万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

（日程5）

議長 次に、日程第5、議案第98号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第98号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市二及漁港利用調整施設は、平成13年4月の漁港法の改正を受け、漁港内の放置艇等の係留場所を確保することにより、漁船とのトラブルを解消するとともに、水域利用の調整を行い、水産業の一層の発展を促し、豊かな自然を活用した海洋性レクリエーション基地として、また憩いと交流機能のある施設として、本年7月1日供用開始に向け現在整備中であります。

本施設の管理運営に関しましては、1月の臨時議会におきまして、西予市漁港管理条例の一部改正を議決いただき、指定管理者制度を導入することといたしており、去る3月21日から4月30日までの期間、指定管理者の公募をいたしました。期間中に2件の応募があり、去る5月27日に開催いたしました西予市産業建設部指定管理者審査委員会において、申請のありました2社から申請理由及び経営方針の説明を受け、その後ヒアリングと協議を経た結果、ササキマリン株式会社を指定管理者の候補として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由といたしましては、申請者が地元で長年類似の施設を経営している実績と経験があり、また地元漁協の組合員であることから、地域

の実情に精通した民間事業者の発想と手法で管理運営が図られることと、施設の設置目的に沿った事業計画及び経営方針となっており、その経営に対する積極的な姿勢などを総合的に判断したものであります。

指定期間は、平成19年7月1日から平成23年3月31日までとし、運営開始までの期間中に市とササキマリン株式会社の間で具体的な運営方法等の詰め協議を行い、公の施設として公平かつ効率的な施設の運用を図りたいと考えております。

なお、ササキマリン株式会社の概要及び事業計画等につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長、済みません。先ほど指定期間を平成19年度と申し上げましたが、平成20年7月1日からご訂正をお願いしたと思います。よろしくご願ひいたします。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第98号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第98号「西予市二及漁協利用調整施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、報告第1号「平成19年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第4号「平成19年度西予市公共

下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

河野財政課長。

河野財政課長 報告第1号「平成19年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成19年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年度西予市一般会計農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計における各事業のうち、平成19年度から平成20年度への継続及び繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により繰越計算書を添えてご報告申し上げます。

以上、報告4件よろしくご願ひをいたします。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告4件につきましては、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

23番二宮議会運営委員長。

二宮元議会運営委員長 発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、公営企業会計部門の独立性と機

動性を強化するため、行政組織機構を改編し、公営企業部を設置することに伴い、西予市議会委員会条例の厚生常任委員会の所管のうち、宇和病院及び野村病院に所管する事項並びにつくし苑に所管する事項を公営企業部（簡易水道事業に関する事項を含む）の所管に関する事項に改正するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

議長 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時49分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時50分）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月17日は午前9時より一般質問、質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後1時52分

平成20年第2回西予市議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成20年6月17日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成20年6月17日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成20年6月17日
 午後2時19分

- 明浜総合支所長 高岡和廣
 野村総合支所長 西田光和
 城川総合支所長 清水享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野竹夫
 総務課長 上甲憲章
 財政課長 河野敏雅
 企画調整課長 上田甚正

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 局長 九鬼 則夫
 議事係 係長 井上 千浪

1. 議事日程 別紙のとおり
 1. 会議に付した事件 別紙のとおり
 1. 会議の経過 別紙のとおり

議事日程

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教育長 森 英二
 会計管理者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明
 教育部長 森 精一

- 議案第89号 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 議案第90号 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)
 議案第91号 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 議案第92号 平成20年度西予市介護保

- 議案第 9 3 号 険特別会計補正予算（第 1 号）
 平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
 6 陳情第 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について

- 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
 6 陳情第 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
 2 議案第 8 4 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 8 5 号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
 3 議案第 8 6 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の変更について
 4 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
 5 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

本日は本当にこのように大勢の方が傍聴においていただきましてありがとうございます。これから会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

この際に申し上げておきます。

各議員の発言時間は15分以内をお願いいたします。質疑については3回までとし、合わせて10分以内をお願いいたします。

まず、10番元親孝志君。

10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

6月定例議会、議会の上では第2回定例会に当たるわけでございますが、改選後初めての議会ということで、このようにたくさんの皆さんに傍聴においでいただきました。心から厚くお礼申し上げます。

さて、平成12年に地方分権推進一括法が施行されました。それに伴いまして地方分権社会が始まったわけでございます。それにあわせて我々議会の役割、そしてまた権限も大幅に改正をされまして、それを受けて今は全国の議会において議会改革が積極になされておるところでございます。その中で私は北海道の栗山町を勉強いたしております。栗山町というのは人口1万4,300人余りの小さな町であります。ここは日本で初めて議会基本条例を制定した町であります。この議会基本条例の内容を読ませさせていただきましたが、まさに目からうろこというぐらい非常によくできておりました。このような小さな町でなぜこれだけのものができたのか、ただただ感心をいたしておるわけでございます。特にこの内容につきまして特筆すべきことは、議会と町長との立場関係を非常に明確にしておるといふ点でございます。言うまでもなく地方議会というの、首長と

我々議員とは、別々の選挙によって住民から直接選挙によって選ばれた代表であります。地方自治体に2つの代表機関があるわけですが、なぜ2つの代表機関があるかということになりますと、当然役割が違うからであります。我々議会は、じゃあどういった役割を担っておるかということでございますが、栗山町の基本条例を見ますと、議会はあくまでも首長・町長、職員に対して批判機関であるというふうに位置づけをいたしております。議会はまさに町長、西予市で言えば市長、行政に対して抵抗勢力という関係にあると思っております。

しかしながら、我々議会と市長は目指すべき方向は、市民の生活、福祉の向上、これは同じでございます。ただお互いに手法が違うわけでございますから、我々議会はしっかりとその点を議論して、そして効率のいい住民の生活福祉の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。我々西予市議会もまだまだ2期目で未熟でございますが、そういった観点で一生懸命頑張っておりますので、市民の皆さんのご支援とご協力を心からお願いいたしまして、私の一般質問をさせていただきます。

それでは初めに、年金問題について質問をさせていただきます。

初めに、今回の年金問題について、簡単に問題点を整理したいと思います。

今大きな社会問題となっている5,000万円の年金記録漏れはなぜ起こったのでしょうか。過去の年金加入者の記録は、国民年金、厚生年金、各共済組合という分離独立した制度のもとで、おのおの保険者が管理し、被保険者番号も制度ごとに付番をされておりました。特に厚生年金法、国民年金法においては、資格記録も給付も基本的にはすべて個人の申請届け出に基づいて事務処理を行ってきました。その結果、厚生年金については転職するたびに、また国民年金においては、転居するたびに新規の番号が付番されたケースがあり、一人が多数の年金番号を持っていることもまれではありませんでした。これらを平成9年1月に国民年金、厚生年金、共済組合制度の被保険者及び年金受給者のすべてに対して新たに基礎年金番号を付番いたしました。宙に浮いた年金記録5,000万件とは、基礎年金番号にまだ登録されていない未統合記録件数のことであり、20

06年6月の時点で約5,000万件が残存しているわけでありまして。もちろんこれは5,000万人の記録不備ではありません。なぜこのような大きな人為的ミスが発生したのか、社会保険庁は幾つかの理由を上げておりますが、納得できる説明には至っておりません。そこで、以下の質問をしたいと思います。

今回の年金問題は、社会保険庁がすべて悪いということになっておりますが、当時の市町村には落ち度はなかったかということでありまして。

国民年金の場合、被保険者は保険料を2002年3月末まで市町村に納めてまいりました。市町村が収納事務を代行してきたわけでありまして。当然市町村と社会保険庁に納付記録が残っているはずであります。しかし、今回の場合、社会保険庁から直接個人に確認の問い合わせが来ます。本来であれば、社会保険庁はまず市町村に確認をして、確認できないものに対して、市町村が個人に確認するのが順序ではないかと思っております。問題なのは、各市町村の記録と社会保険庁の記録が一致していないか、あるいは市町村の記録に不備があって社会保険庁が誤った入力をしてしまったのか、あるいは縦割り行政の弊害なのか、市民にはよく理解できません。今回の一連の問題に対して、当時の市町村には本当に落ち度はなかったのか、お伺いをいたします。

次に、自治体の最大の使命は、市民の生命・財産をいかに守るかに尽きると思っております。今回の年金問題で市民の財産が不当な取り扱いを受けようとしたしております。生命・財産を守らなければならない市長として、この問題をどのように受けとめ、どのようにして市民の財産を守っていくおつもりなのか。市民からすれば、市民を守るべき市町村長から当然社会保険庁に対して強い抗議の声が全国から上がってきていいと思っておりますが、そのような気配は全くありません。年金問題はあくまでも個人の問題でなく、市民をあずかる行政の問題だと私は思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、限界集落と地域再生についてお伺いをいたします。

今回の西予市議会議員選挙は、議会において西予市一選挙区制を採用いたしました。その結果、候補者は西予市を一巡して5町の生活文化をつぶさに見てまいりました。その感想として、改めて

少子化、高齢化、過疎化が想像以上に進んでいることを実感させられました。当然それに伴い耕作放棄地、空き家が至るところで目につきました。限界集落問題をマスメディアが積極的に取り上げるようになり、社会問題として議論されるようになりました。こうした中、国土交通省と総務省が、過疎法に指定されている全国の過疎地域に実施した過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査によれば、6万2,000余りの集落のうち2,621の集落が近い将来消滅されると予想され、そのうち422の集落が、10年以内に消滅するとの結果が公表されました。まことにいかんともしがたい現実であります。問題なのは、このような厳しい現実を正しく認識した上で、今後どう対応するかであります。

以下、私の提案も含め理事者の考えをお伺いいたします。

まず、集落の崩壊の根底には、住民自身がその地域への愛情などを喪失する、いわゆる誇りの空洞化が上げられます。対症療法的な対策だけでなく、地域住民がみずからの地域を学び、誇りを持つという運動が一方で必要と指摘されております。みずからの地域を守り、誇りを持つにはどうしたらいいのか。市長はさきの施政方針演説の中で、ことしを限界集落問題の元年と位置づけ、今後積極的に取り組んでまいりたいと述べられましたが、具体的にはどうするかは今後の課題として述べられておりません。山村の地域再生をどうするのは、西予市だけの問題でなく、全国の限界集落を持つ自治体にとって、戦後最大の課題となってまいりました。そのためには、地域問題を政策化する集落のリーダーが必要になってまいりません。限界集落問題は、住民がみずからのこととし、真剣に取り組んでいかなければならないのはもちろんであります。住民は厳しい生活環境の中で生活していくことが精いっぱい、問題に専念するだけの気持ちのゆとりと時間がありません。生業を持つ傍ら、一方ではPTA、体協、消防、区長、市の委員と、一人何役もこなさなければならぬという現実の中で、既に消化不良を起こしております。どうしてもこれを本格的に取り組んでいくためには、まちづくりを仕事とする行政の知恵と力をかりなければなりません。職員の方にはそれぞれ担当地区を決めて一緒に取り組んでいく、そしてそれぞれの職員、地域が競争

し合う環境を醸成していくことが、問題解決に必要な不可欠であると思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

私は2年前の12月の一般質問で、石油資源がピークを迎え、今後ガソリンの値段は1リットル200円時代が来るのではないかと、そのような時代に向かって西予市の対応はどうかという質問をいたしました。市長は余り関心を示されなかったように思います。しかし、現実問題として既に燃料は高騰して、温浴施設等の経営を圧迫し始めております。これからさらに地球規模で資源枯渇時代が来ると思います。当然資源自給率の低い日本は、窮地に立たされます。

しかし、日本も決して資源の乏しい国ではありません。豊かな水資源と森林資源があります。資源枯渇時代を迎えつつある今、里地里山の役割を見直す時代に来ているのではないかと思います。里山は単に資源の確保にとどまらず、心の豊かさや安心の創造につながってまいります。同時に、里山での農業は環境保全型農業であります。生産だけの目的である大規模農業とは違って、国土保全を兼ねた役割的兼業農家です。国土保全という公的部門を農家が担っておるわけでありません。そのためには、当然国からの支援があつてしかるべきだと思います。さきの民主党の個別直接補償1兆円構想は、中山間地域に住む有権者に大きな期待を抱かせ、ある種の風を起こしました。しかし、残念ながら法案はあっさり廃案になりました。国民を単なる選挙の道具としか考えていない民主党の姿勢にがっかりいたしました次第であります。

しかし、中央の政治がだめであるのであれば、地方がみずからとりにいかなければいけないと思います。限界集落問題は、一西予市の問題ではありません。全国の中山間地域はすべて同じ状況にあります。これは地域の努力が足りないというよりも、国の制度上の問題であります。資源枯渇時代を迎えて、この課題は国を挙げて対処する必要と義があります。安心をして農業を営むことができる最低所得補償、これを国にとりに行くその気持が市長にあるのかどうか、お伺いをいたします。

最後に、観光立市構想についてお伺いをいたします。

日本という国は、国も地方も観光に対する認識

が少し甘いのではないかと思います。世界を見ますと、観光は国の収入として大きな役割を担っていることに気づきます。例えば、ヨーロッパ各国は、軒並み観光収入が大きな産業になっております。フランスを例にとりますと、国民数6,400万人、しかし1年間にフランスを訪れる外国人観光客は7,000万人、観光収入はざっと3兆5,000億円です。ちなみに日本はと言えば、1年間に日本を訪れる外国人の数は700万人、海外に出ていく日本人は、逆に約1,700万人、当然収支はマイナスです。ヨーロッパの国々は、これといった産業がないにもかかわらず、地方においても豊かさを感じるのになぜなのか、行くたびに疑問に感じておりましたが、納得できました。特にヨーロッパの国々は、観光収入が国、地方の大きな収入になっております。その結果、そんなにがたがた働かなくてもものんびり生活できるわけです。西予市においても、観光という観点で、いま一度まちづくりを検討してはどうかと思います。日本にも追い風が吹いております。中国、インドが経済力をつけており、やがて両国は日本にとってすばらしい観光客になると思います。中国、インドを合わせれば約二十数億人、民族の大移動が日本の受け入れ一つで動き始めると思います。地方にとってもさきの里地里山も受け入れる気持ち次第で立派な観光資源になると思います。従来のように先行投資をして観光客を誘致するのではなく、自然を相手に、自然をうまく演出すれば、立派な観光資源になります。観光立市計画に対して市長の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

本日は西予市発足以来、第2回目の市長、市議会議員選挙があつた後の初めての定例議会でございます。いよいよ始まったという感じを受けておりますが、市民の皆さんも関心が深いと思っております。このように多くの方が傍聴いただきましてまことにありがとうございました。心から感謝を申し上げたいと思います。

今ほど元親議員からいろいろ最初に冒頭の言葉がありました。議会は抵抗勢力であるということをおっしゃられておりましたけれども、私としては、

市民の福祉の向上という面においては両輪であると、このように思っております。したがって、議員の皆さんが単なる抵抗勢力にならぬことを心から願っておる次第でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、限界集落と地域の再生についてに入らせていただきたいと思います。

まず、第1点目の限界集落対策についてでありますけれども、西予市の集落状況につきましては、平成20年4月現在で、市内337の集落がございます。そのうち68集落いわゆる20.2%が65歳以上の人が全体の50%を超える、いわゆる定義上の限界集落でございます。この68集落を含め準限界集落、いわゆる55歳以上が50%を超える集落が240集落、全体の71.2%となっております。こうした状況を踏まえ、本年1月には、既に5年後に限界集落になると想定される地域を含め、121集落に対してアンケート調査を行いました。その結果、対象地区の73%の集落で、集落内の活動が困難になっているという回答がありました。困難になっておる主な活動につきましてでございますが、1つ、祭りや伝統行事などの継続、2、水道、道路などの生活基盤の維持管理、3、耕作放棄地などの維持管理などのほか、集会所や山林などの公有財産の維持管理、冠婚葬祭などの相互扶助機能などがございます。日常生活の全般にわたり影響が生じております。これらの調査内容につきまして、広報せいよにことし1月から5月号を通じまして、市民の皆様の問題提起の意味を含めましてお知らせをしたところでございます。市としましては、今年度を限界集落問題の調査研究期間と位置づけまして、市庁舎内に事務横断的なプロジェクトチームを設置し、検討討議を進めてまいりたいと考えております。

まず、第1番目に、対象集落の整理、分析をしてまいりまして、山間部と海岸部、戸数の多い集落と小さな集落など、集落を取り巻く環境や実態に応じた対応のあり方を整理、分析していきたいと考えております。

次に、集落が抱える問題とその対策につきましては、生活、福祉、産業、教育面まで多岐にわたります。このため、地域みずからの活性化を基本に行政が行うべき部門、いわゆる公助、地域と行政が協力してする部門、これが共助でござい

ます。また、地域の方々自身が取り組んでいただく部門、自助を整理していく必要があります。その中で職員の地域のかかわり方、各総合支所、公民館との連携などを深めまして検討してまいりたいと存じます。

ご指摘のとおり、地域の皆様の地域に対する誇りと熱意、そして人材の育成体制が必要不可欠であると考えております。限界集落問題の根本的な解決は、行政だけで対応できるものではありません。地域の実態に応じた必要な事業を適切な施策を選択しながら事業推進を進めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の最低所得補償を含めた国への働きかけの問題につきましても、まさに重要な視点であると存じております。過疎・限界集落問題は、国挙げての構造的な問題であり、一地域、西予市だけで解決できるものではありません。こうした状況を勘案いたしまして、去る平成19年11月30日に設立されました全国水源の里連絡協議会に西予市も発起人の段階から参画したところでございます。加入自治体は、本年4月現在で、全国で155自治体が参画しております。県内では、西予市と宇和島市、久万高原町の3市町であります。会長は京都府綾部市長が就任しております。四方市長と言われる方ではありますが、なかなかの熱心な方でございます。この協議会におきましても、こうした水源の里、限界集落の維持存続と活性化を主な目的といたしまして、国に対しても具体的な要望を行うことが決議されております。市といたしましても、こうした全国の自治体仲間と連携しながら、過疎地域、限界集落に対する国としての支援体制、所得確保制度の整備等につきましても、機会ごとに国、県に対して強く要望していきたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 それでは、元親議員の年金問題についてお答えをさせていただきます。

ご指摘の年金問題ですが、ご承知のとおり、昭和36年4月に国民年金制度が発足し、市町村において年金保険料の収納事務は、平成12年度までは機関委任事務として、また平成12年4月から平成14年3月までは、法定受託事務として市

町村に委託されておりました。その間、納付記録の管理につきましては、国民年金被保険者名簿により、市町村において管理し、その被保険者名簿の納付記録をもとに市町村から行われる県民報告により、社会保険庁の社会保険オンラインシステムに納付記録の収録を行い、被保険者の納付記録について集約管理が行われてきたところであります。その当時市町村は、関係はなかったのかとのご質問でございますが、市町村の納付記録は、そのまま社会保険庁へ報告されておりますので、すべての情報は一致しているものと認識しております。

そして、平成14年4月からの国民年金保険料は、社会保険庁から直接収納し、納付記録は社会保険オンラインシステムにより一元管理されることとなっております。これに伴い、国民年金市町村事務処理基準も改正され、これまでの市町村で管理されていた被保険者名簿が廃止されたところであります。それ以降、現在に至る納付状況は、市町村では把握できないため、年金保険料の納付関係につきましては、社会保険庁への確認が必要となっております。議員が質問の中で述べられていますように、平成9年1月に一人一番号の基礎年金番号が用いられるようになりました。年金加入該当者に郵送で通知され、各年金加入者は、それまで加入していた付番されていた年金番号を記入し返送していただくようになっておりましたが、今社会保険庁が行っている確認作業は、その時点で同一人に割り当てられた重複の年金番号いわゆる重複付番の未統合による電算入力ミスが原因と思われる。国民年金に関しまして、市町村に委託されている一部事務組合に関しましては、今後も国と市町村の協力、連携は不可欠であります。当市におきましても、国民年金に関する各種請求、資格取得、喪失届、各種免除及び猶予申請等、年金事務の適正な執行管理に努めてまいりますとともに、窓口業務につきましても、社会保険庁の指導のもと、年金加入者へのきめ細かな説明等に対応してまいります所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 元親議員の3点目、観光立市構想についてお答えをいたします。

質疑内容は、観光立国構想にも匹敵する諸外国と日本との関係事例を挙げられての質問でございますが、まずは、西予市の観光の現況と課題についてお答えをいたします。

西予市は、海拔ゼロメートルから約1,400メートルに及ぶ海から山までの多彩な自然資源を持ち、有形、無形の歴史的・文化的資源も豊富な地域であり、観光・レクリエーションの振興による産業の発展の可能性が高く、観光入り込み客数も昨年は、みかめ海の駅潮彩館のオープンの影響もあって増加をし、約232万人強を数えております。また、各地域では、豊富な自然や文化の伝統などを生かした人々のいやしの場、それから歴史的・文化的に触れる場としての取り組みを行っております。今後は明確なコンセプトのもとに、これまでの取り組みを発展的に生かしながら、地域のすぐれた自然資源や文化の伝統を活用した魅力ある観光・レクリエーション施設やネットワークを整備し、さらに内外へのPR活動を積極的に推進して、多くの人々が何度も訪れ、滞在したくなるような地域づくりが望まれております。

また、効果的な中心拠点の整備はもとより、各ゾーンを有機的に結びつけるソフト面の開発を行っていく必要があると考えております。

さて、議員ご指摘のとおり、里地里山も立派な観光資源になると言われることは、全く同感であります。海、田園、川、山の豊かな自然環境と食材を活用した魅力あるレクリエーション地域を人々が心身ともに安らぎ、憩い、レクリエーション活動を楽しむウェルネスゾーンとして位置づけ、レクリエーション施設や観光地のネットワーク化、地産地消や長期滞在保養地を基本にし、グリーンツーリズムなどを推進してまいりたいと考えております。

また、地域の自然環境、伝統芸能、文化遺産などを生かしたイベントの開催、内外へのPR活動の推進、市内各施設との連携強化、広域観光ルートの確立等によって交流人口の拡大による地域の活性化を図る必要があると考えております。

さらに、今回市長がマニフェストの中で示しましたイベント型観光から企画提案型観光への転換、すなわち西予市への観光客の納得度を高めることを目標に、情報発信の組織化や旅行エージェントとの連携を強化することによって、この西予市の持つさまざまなすばらしい素材を観光資源と

してとらえ直し、待ちの姿勢から売り込みの姿勢へ転換を生み出していく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 まず1点目、市長にお伺いしたと思いますが、今ほど申し上げましたように、今地方にはいろんな大きな問題を抱えております。先ほどの年金問題、限界集落問題、いろいろあるわけですが、そういった中で、今地方六団体という組織があります。各都道府県、それから市町村の議会行政のトップでつくる組織でございますが、この地方六団体こそ今機能すべきときやないかと思いますが、ここは今どういう活動をなされておられるのか、1点お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、質問の中の地方六団体の活動ということでございますが、ご案内のとおり、地方六団体には、知事会、県の議長会、私どもの市長会、市議会の議長会、町村長会、町村議長会、この地方六団体があるわけでございますが、一番地方六団体が国に対してご要望をしておるといのは、地方分権の問題が非常に強く、色濃いく今やられておるといのが、大きな私ほうねりではなからうかと思っております。

また、先ほどからあります年金の問題についても、それぞれの地方六団体が強く国に対して要請しておることであろうかこのように思っておりますし、それぞれの団体がそれぞれの思いでやられとることも多くあるんじゃないかこのように思っております。

以上です。ご答弁をさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 2点目ですが、今西予市におきましていろんな課題はあるわけですが、その中でも私は一番重要な課題というの、何といたしても限界集落問題、あわせて第1次産業の低迷にあるんじゃないかと思っております。今の限界集落問題を解決するには、以前に市長にもお話ししましたが、役割として国の役割と地方自治体の役割、両

方が合って初めて目的が達成できるんじゃないかなというふうに思っております。その中で、どうしても地方だけではこの問題は解決できないわけですから、国の制度見直しまでいかないといけない。そのためには、まず端的機能していただかなければいけないのは、先ほど申し上げました地方六団体、ここらあたりが積極的にやはり国への陳情をするなりして、日本の制度自体を見直さないと、少々のことを地方自治でやったところで、私は今言う限界集落問題は解決できないと、そういうふうに思い込んでおります。ですから、どうしても国の制度までさかのぼらなければいけない話であるわけですから、この地方六団体の中でやはり積極的に国への働きかけをやっていく、そのための動きというものを今後市長に、議長もそうなんですが、していただかなければいけないそういったそういう組織が、今全く機能してないんじゃないかと。形骸化して組織は非常にお金は使っているけども、機能してないという実態があるんじゃないかと思いますが、その辺の市長も参画されまして感想をお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 限界集落問題については、元親議員も非常にご熱心にお考えをいただいておりますことを敬意を表したいと思います。

私も限界集落問題につきましては、ことしの広報の正月にも書きましたとおり、平成20年から限界集落問題をやっていく元年にしていくんだということを発信をさせていただきました。そういう中で、どういう私どもは活動をしておるかといいますと、先ほど言いましたように、水源の里全国協議会にも私も発起人の一人として参画をさせていただきました。その考え方は、やはり高齢化は非常に早いスピードで地方はいつておると。だからスピーディーにこの限界集落問題をやらないといけないということを全国の集会でアピールをして、その関係省庁にも提案し、大臣にも提案をしたところでございます。それも今後一緒にその仲間として、155今自治体が参加しておりますが、その方々と一緒にやりたいと思っております。

もう一つは、過疎自立促進協議会、全国の過疎自立促進協議会もありますし、愛媛県の過疎自立

促進協議会は、私は今会長職になつとります。その中で過疎対策として過疎法がもう間もなく、あと2年後に失効いたしますので、それに対する対応も今からやっていかななくてはならない。だからその中でも限界集落問題を色濃く出していくということが大事になってくると思います。これは議会の方々も議会の立場として一緒にやっていただかなくてはいけないし、先ほど言われました地方六団体の一つとして、ともにやっていただきたいとこのように願っておる次第であります。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは3点目、最後になります。具体的な話を質問させていただきたいと思いますが、市長のローカルマニフェストというのを読ませていただきまして、6つのまちづくり、28の政策提言ですか、を見ておりますと、その中に集落問題も当然取り上げていただいております。2カ所に地域のリーダー育成をやりますという言葉が載っております。市長が言われる地域とは、1カ所では学校区単位という表現もあったようですが、地域とはどの範囲をとらえての地域なのか。そして、地域のリーダーは、数の上で何名を想定されておるのか。そしてまた、リーダー育成というのに対してどのような形で育成をしていくのか、その具体的なお考えをお伺いしたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 ローカルマニフェストにつきましては、後ほど議員の方のご質問にまたお答えする機会があるかと思いますが、今の中のリーダー育成につきましてはありますが、やはりこれは限界集落問題をやる場合においても、そのリーダーがいることによって、限界集落を守るということの力ができるんだということ、今まで限界集落の中の守られているという全国の中の事例をとってもわかるとおりで、もうあらわれているとおりでございますが、西予市においてもそういう対策として考えていくことになると、どの範囲かということになると、まず私は、学校区単位に最低1人ぐらいのリーダーがおってほしいと、

このように願ってるわけでありまして。ただその中で、いやもう少し地域ごとに要るんだよ、集落ごとに要るんだよということになりますと、なお一層いいんではないかと思っております。一番理想は、そら集落に1人ずつそういうリーダーがおることによって集落というのは変わってくるわけでありまして。そら最高の理想だと思っておりますが、ただ当面は、私どもの行政として、まず発信をするのは、校区単位で、一人のところから入っていくのがまず必要なというような感じはしておるわけでございます。

育成方法としては、これは具体的にまだ云々という策をとつとるわけじゃありません。したがいまして、ご案内のとおり、今この20年度で調査研究をして、その施策を持って21年度から具体的なことをやっていくというのが、今私の姿勢でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 次に、7番松山清君。

7番松山清君 平成20年第2回定例議会で質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

西予市も合併後4年を過ぎ、合併による調整時期を終えていよいよ本格的なまちづくりという段階に入っております。これまでは過去の習慣や仕事の進め方などを踏襲してきた面もありますが、町の時代とは違った1段階を上った行政課題への取り組みなどの市政推進へと向かっていかなければならないと思っております。

来月7日から9日までG8洞爺湖サミットが開かれますが、サミットの最大のテーマは、地球環境問題への取り組みだと言われております。日本はクールアース50という提案をしており、2050年までに世界全体の温室効果ガスを半分にすることが目標で、平成19年7月より外務省や首相官邸が一人一日1キログラムCO₂削減国民運動を展開しております。残念ながら私もそのような運動については、最近まで知りませんで、地球温暖化については、国がやることよというくらいの意識の人がまだまだたくさんいるのじゃないかと再認識しているところであります。そもそもCO₂1キログラムと言われても、全く何のこ

とかぴんとこないのですが、日本の1年のCO₂排出量は、12億7,000万トンだそうです。国民1人当たり年間10トンのCO₂を排出していることになります。1日当たりに直しますと1人平均27キログラム、その3割の9キログラムが日々の家庭での暮らしや車での移動、業務に関して排出されているとのこと。洪水や干ばつなどの地球規模の気候変動、食糧危機や原油高などCO₂削減の対策は、今や待ったなしの人類の課題と言えます。

一方、京都議定書では、2012年までに日本における温室効果ガス排出の削減目標は、1990年比マイナス6%と定められていますが、今の見通しではプラス6%となり、目標が達成されない予想です。省エネや代替エネルギーなどに切りかえが進まず、CO₂の排出量はむしろふえてしまっており、目標未達成の部分については、CO₂排出量取引により目標達成したこととすることになりそうです。その排出枠を目標達成の国から買い取るのに約7,000億円のコストが必要とされています。国のレベルでは、地球温暖化に向けた対策がなされていますが、西予市ではどうでしょうか。それほど真剣に取り組んでいるとは思えません。やはりもっと国が対策を指導すべきではありますが、西予市でもできることから取り組んでいくという姿勢は持ってほしいと思います。ちなみに宇和島市吉田町のミカン研究所によれば、この地域は20年前の屋久島の気候にまで気温が上がっており、以前耕作に適していたミカンは、既に静岡が最適地となっており、新たな温暖化に対するミカンの品種改良の必要性に迫られているとのことでした。

昨日提案された一般会計補正予算の中に、温室効果ガス削減計画策定に関する費用が計上されているようですが、時代はついにそこまで来た、いやあしたのエコでは間に合わないと言われるように、地球温暖化防止は待ったなしの問題として予算書の中にあられてきました。このことを真摯に受けとめ、中身のある行動を私たちはとっていかなければならないと思うわけであります。温室効果ガス削減には、新庁舎のソーラー発電や深夜電力利用の効率冷暖房システムなど取り組むべき課題はたくさんありますが、一つの模索として、職員の通勤体系整備によるCO₂削減について、まずお伺いいたします。

現在職員の通勤は、マイカーによるものが主流です。これを例えば半分にするという目標を掲げてCO₂削減に取り組んでいくことはできないものではないでしょうか。そのためには、幹線には通勤バスを走らせる必要があります。城川、野村、宇和、三瓶ルートや明浜、宇和、野村、城川ルートなどを通勤バスで体系的に整備し、夕方は宇和から各町へ2便程度を確保するなどです。バスは新たに購入するのではなく、市の関連施設で所有している通勤通学時間帯に使われていないものなどを優先的に利用していきます。西予市は大変広い面積を有していますが、職員がこれだけたくさんの車で通勤してくるということに疑問を持たなければならないと思います。もっと合理的な通勤の手段はないのか、今のままでよいのか、乗り合わせなどはできないのかなどをここでじっくり考えるべきではないでしょうか。理事者の考えをお聞かせください。

次に、生ごみ削減についてお伺いいたします。

これまでごみ処理費削減1億円という目標を掲げ、それを達成してきたところですが、次の目標をどう掲げるのでしょうか。これまでのプロセスは、分別により資源ごみなどを取り出すという手法によるものでしたが、ごみそのものを減らすという効果は少なかったと思います。それはそれで大切ですが、相変わらず生ごみは、八幡浜市と野村町の清掃センターで焼却しているのが多い状況で、これにも膨大な費用がかかっており、かつ地球エコから考えるとマイナスなのであります。今後は焼却処分を少なくし、CO₂削減のためにも生ごみの削減に力を入れるべきであると思いますが、ごみに対する意識が高まりつつある今こそさらなる啓蒙が必要なのです。これまでの過程で職員や市民の中にごみ削減のリーダーも育成されてきており、ここで行政としての役割をしっかりと果たしていただきたいと思います。現在、コンポストや電動生ごみ処理機の購入補助の施策はとられてきましたが、もっと踏み込んで生ごみ削減対策をしていくべきだと思います。有用微生物群という意味のEM菌や愛媛がつくり出した全国的にも注目される愛媛「i2」などを利用した生ごみ処理方法は確立されているものがいくつか知られていますが、すべての市民がそれらについてよく理解し、ごみ削減の努力をしている状態ではないと思います。したがって、生ごみと可燃ごみをさ

らに分別し、生ごみを焼却するのではなく、バイオガス化や堆肥化など西予市方式の生ごみ処理方法を将来のためにつくり上げていかなければならないと考えているのですが、理事者の考えをお聞かせください。

次に、市営住宅の維持管理について伺います。

西予市は合併して多くの市営住宅を維持管理しなければならなくなりましたが、現状は利用率や修理の状況はどうなっているのでしょうか。市営住宅の中で老朽化しているものがあり、床が抜けそうだという状況にまでなっているところも見受けられます。また、外壁の劣化が進行しており、早急な対応が必要な住宅もあります。そのような市営住宅について、今後どういう方針で維持管理をしていくのか、お聞かせください。

修理を頼んでもなかなか修繕してもらえないということを伺いました。家賃が安いからといって入居者に修理を求めるようなことでは困りますし、本来修理は所有者のすべきことであり、そのような維持管理費も含めた家賃体系とすべきだと思います。旧5町のそれぞれ市営住宅があり、これまでの経緯からなかなか統一した扱いも難しいとは思いますが、今後将来耐用年限や劣化を見越して廃止や払い下げなども計画的に進めていかなければならないものではないかと考えます。

しかしながら、現在住民の方が住んでいる以上、個々のニーズにもできる限り対応していくのも行政の使命であります。市営住宅の現状と今後の修理や老朽化したものをどうするのか、またリフォームの補助などして市営住宅をよみがえらせることができないのか、お伺いいたします。

次に、資源リサイクル対策についてお尋ねします。

現在、西予市では資源ごみを手作業により三瓶、城川で選別して分別後、圧縮して資源化業者に引き渡しています。これは市になって大きな一歩を踏み出したということが出来ますが、一方、これまでの視察研修による成果として、北海道滝川市のリサイクリンや砂川市のクリーンプラザくるくるなど、NEDO独立法人新エネルギー・産業技術総合開発機構などの補助制度をうまく利用し、広域組合として資源リサイクルに取り組んでいる事例も数多くありました。先進事例は、今我々がやっている資源リサイクルの手法と格段の差があり、同じ国の中でなぜここまで資源リサイ

クルに対する取り組みが違うのだろうかと思うほどであります。いずれも資源循環型社会の実現に向けての行政としての取り組みですが、もう少し勉強をして広域で取り組みれば、より目的を達成できる社会になるのではないかと期待しています。大量生産、大量消費、大量投棄の時代は終わりました。それは日本じゅう同じ状況なのです。城川清掃センターや西部衛生センターにおける資源ごみの分別作業の環境は劣悪であり、その作業を体験した市民の多くは、ごみの分別意識の向上と もっと効率的な資源リサイクルについての考えを持ったことと思います。したがって、西予市の資源リサイクルについての考え方も未来に向かって一定の方針を持つべきと思うのですが、理事者はどう考えているのでしょうか。広域化の中で資源リサイクル施設の計画について今後どう考えていくのか、お伺いいたします。

最後に、西予市版夜スペシャルについてお伺いします。

夜スペシャルというのは、ことし1月から東京都の杉並区立和田中学校で始められた公立中学校で行われる夜間塾で、進学塾へ通うことができない生徒を割安のコストで学習指導をするという取り組みです。この取り組みについては、一たん東京都教育委員会が待ったをかけましたが、石原東京都知事の後押しもあり、実現したという経緯などから、その成果について全国的に高い注目をされることとなりました。ゆとり教育の失敗を教訓に始められたもので、教育効果を上げる取り組みの夜スペシャルのほかに、通称「土寺」という授業をフォローする土曜寺子屋、これはボランティアの大学生などが日常の授業をフォローするものですが、いろいろな挑戦をしており、生徒やPTAの評価も上々のようです。西予市においても、進学塾や予備校へ通うことができない環境の中学生には、地理的条件や経済的条件などからかなり多いのではないかと思います。そのような取り組みを検討してみる必要があるのではないのでしょうか。夜スペは平日の夜、部活が終わってから学校で開かれている進学塾なのですが、生徒のニーズがあるのではないかと思います。教育の選択肢がふえるという意味からも、これからの教育として全国でも展開されていくと思われま。私は夜スペという取り組みをしようと発想した教育者に敬意を表したいと思います。これまでのやり方を

改革して、生徒や保護者のニーズにこたえたものであるからであります。西予市の場合、ニーズなどどう把握し、ゆとり教育からの転換を図っていく計画なのでしょうか。理事者の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 松山議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、職員の通勤体系整備についてお答えをいたします。

まず、冒頭にごさいました地球温暖化問題でありますけれども、この地球温暖化問題は、人類の生存にかかわります最も重要な問題でございまして、今日では大きな社会問題として、先ほどご指摘されました来月予定されております洞爺湖サミットの主要テーマになるだろうと、このような報道がなされているわけでございます。このCO₂削減は、これだけ大きな課題であることは、ご指摘のとおりでございます。京都議定書に基づきまして制定されました地球温暖化対策の推進に関する法律というのがございまして、これによりまして地球温暖化対策実行計画の策定が義務づけられておりまして、現在その策定の準備を進めているところでございます。

その概要は、庁舎等におけるエネルギーの消費のみならず上下水道事業、公立学校、病院等々の運営といった事業の中からCO₂の排出量の抑制を目指すこととなっております。特に地域の足元からの温室効果ガスの抑制の観点からも庁舎等の主要電力についても省CO₂化を図る等を進めるための総合的な実行計画も策定をするための準備、このための予算を先ほど松山議員のほうからご紹介いただきました今補正予算に計上をいたし準備を進めているところでございます。現在も市関係の施設では、冷房につきましては29度以上で稼働を、28度に設定をいたしております。このように職員一人一人が認識を新たにしよう指導を徹底をいたしておるところでございます。

また、今月は環境月間でもございます。日常生活の中で気軽にできるエコな取り組みをしていただきますように広くPRをしていきたいと、この

ようにも考えておるところでもございます。

さて、ご質問の職員の合理的な通勤体系整備についてでありますけれども、ご提案のとおり、達成可能な目標を掲げ取り組むことは、環境に優しい、また人に優しいまちづくりを目指す上で大変重要だというように考えております。

まず、その方策といたしまして、定期バスの利用のほか通勤時に自家用車の使用を自粛するノーマイカーデーを設定し、自家用車にかわる手段として徒歩、自転車及びバイク通勤への切りかえ、あるいは同じ方向の通勤者との相乗り、さらには、通勤バス運行等の有効な手段等々が考えられるわけであります。

しかしながら、相乗りとか通勤バスにつきましては、市所有のバスの恒常的な確保問題、季節や天候の外的要因、さらには、当日の職員の勤務状況等々、通勤時間等の問題もございまして。各総合支所、さらには職員間で慎重に検討をやるものから実施ができるような方向で慎重に検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

常に職員には問題意識を持ちながら、全職員が一丸となって取り組むことといたしております。市が率先して地球温暖化防止対策に取り組むため、今後職員と協議を十分重ねながらこの通勤の合理化、通勤体系の整備について検討を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、2点目の生ごみ削減についてご質問に対してお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、平成18年度よりごみの分別区分を15分別区分に大幅にふやしたことによりまして、燃やすごみ並びに埋立ごみがかなり減少いたしました。それによってごみ処理経費が大幅に削減することができまして、大きな成果があることができました。ご案内のとおり、18年度で1億1,500万円、19年度の数字も今出始めておりますが、約1,000万円強また削減ができて、1億2,000万円台に乗ることができるようになりました。

しかし、ご指摘のとおり、ごみ全体の量はやや減少した程度であります。ご質問の生ごみの削減ですが、西予市における燃やすごみの中で、生ごみの占める割合が、野村クリーンセンターの焼却ごみから分析しますと、平成19年度においては、平均23.3%がいわゆる厨房から出てきます厨芥類であります。それに基づきまして西予市における年間の生ごみの量を推計しますと、平成19年度における燃やすごみの全排出量は8,033万トンでしたので、そのうち生ごみの量は1,870万トン程度と推計されます。これらの生ごみは、家庭はもちろん公共施設、料理店等々の事業者から排出されておりますが、市では家庭から排出される生ごみの減量を図るため、西予市生ごみ処理機、また容器もそうではありますが、設置事業補助金を交付しております。この補助金の利用件数は年間おおむね大体100件で、平成16年度から3年間の追跡調査を実施しました結果、ほぼ全員の方々が利用されており、生ごみの減量化の成果につながっております。

また、有用微生物群のEMにつきましては、市内で年間おおむね9,000リットルを使用しており、水質浄化等に努めております。市としましても、生ごみの減量化を強く推進しているところであり、今後も家庭から排出される生ごみの水切りの徹底や補助金の活用の啓発に努め、減量化を推進してまいりたいと考えています。

また、ご提案のありましたバイオマス化や堆肥化につきましては、市の財政負担や八幡浜ブロックごみ処理広域化計画とあわせて総合的に検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 松山議員の3点目、市営住宅の維持管理についてお答えをいたします。

市営住宅は、平成20年4月1日現在、公営住宅で797戸、特定公共賃貸住宅14戸、市単独住宅89戸の全体で900戸であります。そのうち耐用年数を超過した老朽住宅が221戸ございます。現在の利用率、入居率でございますが、92.2%で830戸が入居しております。空き家率は7.8%の70戸であります。修理の状況は、平成19年度の実績で、修繕件数が257

件、金額で1,042万2,000円であります。住宅政策につきましては、合併まで各町において取り組みに差があり、既存の老朽住宅の維持管理が問題となっております。本来、住宅の修繕につきましては、軽微なものを除き管理者が行うものであります。家賃につきましては、単独、特公賃を除き、公営住宅法で算定方法が決められておりまして、それに基づき算定をいたしております。

合併後の新しい住宅施策を展開するに当たりまして、住民のニーズや地域特性、住宅市場等の住宅事情を勘案し、住宅施策上の課題に対して具体的な整備を図るため、西予市住宅マスタープランを本年度、平成20年度に策定の予定であります。公営住宅の実態把握と将来需要量の的確な予測を踏まえて、地域の実情や要望に応じたストック活用の方針を設定し、投資効果を考案して建て替え、改善、処分、維持保全などの適切な手法を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 松山議員の4点目のご質問、資源リサイクル対策についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、西予市では資源ごみの中間処理施設として西部衛生センター、宇和清掃センター、野村クリーンセンター及び城川清掃センターの4施設で処理を行っております。缶類やペットボトル、瓶類などは、原則地域別に処理を行っており、市全域の処理を集約しているのは、城川清掃センターで処理しておりますプラスチック製容器包装のみであります。この資源ごみの処理を効率化するためには、議員がおっしゃいます広域圏での処理あるいは現状の分散処理を集約することが不可欠であります。八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会の中では、現在のところ検討はされておられません。また、リサイクル施設を集約して整備することは、地域雇用の影響や市の財政負担をより大きなものにすると考えます。

しかし、資源ごみの中でも缶類、ペットボトル、古紙類は、処理業者に有価で引き渡し、市の貴重な収入源となっておりますことなどから、議員がおっしゃいます効率的かつ効果的な西予市独

自の資源リサイクルの処理体制構築につきましては、一定の方針を打ち出したいと考えますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森教育部長。

森教育部長 松山議員の5点目の質問にお答えをいたします。

西予市において、東京都杉並区立和田中学校が取り組んでいる夜スペシャルのような取り組みの必要はないのかとのお尋ねでございますが、言われるとおり、この夜スペシャルは、学校から塾まで移動する時間が少なく、安全性の確保も図れることができる、通常の塾に比べて費用が安く学ぶことができる、地域支援本部が主催しており、保護者や地域住民の学校に対する関心が高まるといった利点がございます。教育基本法第4条に、すべての国民はひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないとあり、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されないとあります。

しかし、夜スペシャルの実施に当たりましては、通常の塾と比較すると、安いとはいえ、授業料が必要です。入室テストで参加者を絞り込むなど、参加したくても参加できない生徒を生み出し、教育の機会均等に反し、また生徒の過度な競争を生むなど、生徒の健全育成の面からも公共の施設を使って活動としてふさわしいか否か、議論されるところでございます。

市内の中学校では、学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、日々教育実践を進めています。日常の学習指導を工夫したり、放課後や長期休業日において補充学習を行ったりしており、その成果も確実に上がっております。現在、市内の生徒やその保護者からの要請はなく、学校以外でさらに学びたい生徒は通塾しており、学校を使った夜スペシャルについては、今のところ導入の予定はございません。以上、松山議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 松山清君。

7番松山清君 何点か追加の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、生ごみの削減についてお答えいただきましたが、今1億円という目標を達成して、今回またさらに1,000万円削減されるというようなことでありましたが、やはり目標というのを掲げてそれに向かって努力していくということは、私は非常に大事なことじゃないかというふうに思うわけでありまして。ですので、さらに1億円とか、それが妥当かどうかわかりませんが、そういった目標を掲げられないのかということでありまして。

そして、もう一つちょっと思うのは、生ごみを私たちの地域もそうなので強くは言えないけれどもやらなくちゃいけないと思うわけですが、家庭からやはり出しているということがあります。在のほうといたしますか、畑があるところの方々はコンポストとか堆肥として使われておりますが、市街地といたしますか、家が建て込んだところは、非常にそういった意識が、もう堆肥化しても使えないかというような意識がまだまだあるのではないかと思います。そういったことに対する対策として、やはり公共の花壇とかそういったところに堆肥化したものを持っていけるような仕組みづくり、それともう一つは、例えば飲酒運転が罰則が強化されたことによって大変少なくなったというふうに聞いておりますが、そういった一人一人に対するごみに対するコスト意識、それはやり税のようなものですが、生ごみの袋に対してもう少し重くそういった対策費といたしますが、市が大変負担をしておるそういったものを転化するような仕組み、そしてみんなでごみを減らそうというようなことをしていけないと、これから先減らすのはまだ難しいといたしますか、困難な点があるんじゃないかと思うわけでありまして。いずれにしろ市民の協力がなくて生ごみも減らせませんので、市がリーダーとなってそういった施策をとってほしいと私は考えておるところであります。

そしたら第2点、次は、市営住宅についてでございますが、マスタープランを作成して今後取り組んでいくということで、それはそれでぜひやってほしいんですが、その住民の方のニーズにこたえられない印象を受けるわけでございます。ですので、やはり生活に支障ができるような故障といたしますか、修繕が必要な場合は、もうちょっとスムーズに対応、対策ができるようなことが

これは予算が必要なので、今1,000万円強の費用を費やしておるということを伺いましたけども、その金額で妥当なのかどうかどうか、もう少し手を入れていかなきゃいけないのじゃないかと私は思っておりますので、またその点のご検討をお願いしたいと思っております。

そして、あと資源ごみのリサイクルの問題ですが、私がちょっと感じておるのは、非常にこの地域は資源ごみのリサイクルに対する取り組みがおくれているというふうに思います。これは私たちは視察研修をして最先端のものを見ているのでそう思うのかもしれませんが、ぜひ理事者も、また広域事務組合で検討されているメンバーの方々も、先ほど言ったようなところを見ていただいて、あるいは四国の中でも善通寺市などは進んでいるほうだと思います。そういうところとぜひ西予市とを比較していただいて、今後南予の中でこれがどうあるべきかを検討していただきたいと思うわけでございます。

もう一点、教育部長にお尋ねするわけですが、通塾をせよということでございますけども、私がこの話を聞いたのは周辺部の方々、宇和町であれば、例えば通塾はできると思います。その他の周辺部の方々に、やはりできないんだと言われる方がおられるわけでありまして。そういった方々に対して市としてこの問題に対してどう考えるのか、もう一回答弁をお願いしたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、追加質問の第1点目の生ごみの関係について回答をさせていただきます。

これは私ども一生懸命生ごみの対策を今後やっていかなくてはいけないというのが大きな考えであります。私もマニフェストの中にも書かせていただきましたけれども、やはりまずは生ごみを3分の1、30%以上を削減することを目標にすべきではないかという目標を自分自身は掲げて、市の施策の中に今から入れていきたいと考えておるところであります。

その前段で、ごみ削減のときに、ごみ削減という言葉が平成18年度からやるに当たって平成17年度の段階に言わなかったのは、ごみ削減だけでは、なるほど漠然として何をしたいやらわからないと。そういう中で、今ほど松山議員がおつ

しゃるように目標を掲げると、いわゆるマニフェストと同じであります。数値目標を掲げることによって人は動く。だから私はごみ削減1億円減額という言葉を使わせていただいたところでありまして、やはり目標を掲げるということは大事だと思っております。だから生ごみ削減30%以上というのを今後掲げていったらいいのかなと思っております。

それと言われるように、市街地のごみの対策のことについては、それとあわせて確かに土地がありませんので、今後のシステム的なことを考えていく必要があるのではなからうかと思っておりますし、ただ罰則的なものについては、私は条例の中に、いわゆる広義な刑法罰を入れることに対しては、考え方としては賛成しない人間です。法律を勉強した方はある程度思われると思えますけれども、余り罰則規定を行政法規の中に広義な刑法罰を入れることは余りよろしくない、そのように私は個人的には考えておりまして、やはり道徳の問題として、やはり地域がやっていくべきだと私はそのように思っている人間でございます。

あとコスト意識の問題については、やはりスーパー等々も一緒に考えて、いわゆる袋の有料化等々を今後進めることによってごみが違ってくるのかなと、そういう思いはしておるところであります。

以上です。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 2点目の住宅の補修の件なんでございますけども、当然生活に支障を来す修繕ということになれば、当然早急にやらなければいけない事柄だと思っておりますけれども、生活に支障を来す基準というのが、公営住宅にしる、今は現在明確な基準は設けておりません。それを職員とかあそこの分で判断はしておるわけですが、当然生活に一応支障を来すという修繕に関しましては、予算的なこともっておりますので、それは当然補修すべきという考えを持っております。

以上です。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 松山議員さんの再質問でございますが、議員がおっしゃいますように、今後西予市におきまして、また南予一帯と協力をとりながら検討をさせていただきます。ごみの減量、あわせてリサイクル、そういった面で資源を有効に活用していきたいと。リサイクルプラザなんかも考えながら大きな視点で取り組んでいきたいと考えておりますので、検討課題とさせていただきます。

議長 森教育部長。

森教育部長 先ほどのご質問でございますが、現在西予市内では、通塾をしておる生徒は、これは中学校区を単位にしておる地域支援本部のいわゆる塾でございます、中学校では1,165名中325名が何らかの形で塾へ通っておるという調査をしております。議員ご指摘の周辺部の分についてはどうかということでございましたが、明浜町につきましては、通塾の生徒が87名中27名、それから野村町につきましては、290名中98名が何らかの形で通塾をしておると。城川町におきましては、109名の生徒数に対しまして29名が何らかの形で通塾をしておると。ご承知のように、この事業は補助事業でございます、平成19年10月から西予市においても生涯学習課を所管としまして、主にボランティアを中心の考えでどう進めるかということで、ことしの8月をめどに協議を進めております。これはあくまでも夜スベのようなハイなものじゃございませんで、地域の地域力を生かした、指導力を生かした地域のボランティアによる学校の教員の補充といえますか、教員は非常に忙しゅうございますので、それにかわる子供たちの支援、特に学校環境のボランティアとか、そういうようなものが主でございますが、そういったことに取り組むように考えております。検討をしておるところでございます。その中の一つにこういった子供たちの教育の指導、学習指導というものもあるわけでございますが、現在のところは先ほど答弁で申しましたようなことで、ニーズもございませんし考えておりませんが、今後生涯学習課のほうで進めておりますものを検討を加えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 ここで暫時休憩をいたしたいと思いません。(休憩 午前10時21分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時35分)

次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 おはようございます。

本4月の選挙には立候補いたしまして、そして市民の皆さんのご支援、ご協力によりまして選良されまして、この席で一般質問ができますことを市民の皆さんに対しまして、改めてお礼を申し上げます。4年間これから一生懸命市議会議員として頑張る所存でございますので、市民の皆さん、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告いたしました順序によりまして質問をさせていただきます。

市長は立候補に際しまして、従来の選挙公約から一歩進んだマニフェストの手法を取り入れて、6つの西予づくりと28の政策を提言されました。市長は無投票当選されましたので、私も議員はその間一生懸命選挙をやっておりました。私もこの28の政策を細かく聞いた記憶がございませんので、今議会で改めてご質問を申し上げます。

このマニフェストにつきましては、せいよ6月の広報の市長の2期目の市政に当たっての市民への皆様へという形の中で概略出ておりますが、やはり4年間のこれからの三好丸の船出に当たりまして、市長がどういうかじ取りをするのか、どのような考えでおられるのか、この中によく出ておられるように思いますので、改めて少しずつご紹介いたしまして、ご質問をさせていただきたいと思えます。

なお、これらの4年間で私なりに思いましたら具現化できるもの、そしてこれは実現できそうもないなと4年間と思うようなものもございません。ただし、これは市長の強力なリーダーシップで、財源そして市民の協力などを得て実現可能であろうという考えがお持ちであるのかどうか、可能な範囲で説明を願いたいと、かように思っております。

基本理念につきましては、補正予算そして先ほどつつ一般質問の中にもいろんな28の政策の中で答弁をされたところもございまして、重複す

るところは少し避けさせていただきますけれども、1つ目の西予市の持続安定社会づくり、市役所の本庁、CATV、し尿処理建設、八幡浜広域圏のごみ焼却施設計画、学校校舎の耐震化、宇和中学校体育館建設、公共下水道、農村集落排水事業、合併浄化槽の推進、水道事業の推進、国道378号線の道路整備、市営住宅の再整備、こういうものが上がっておりますが、これは私は国と県協力、財源、そして事業の継続しているものもありますし、財源の継続がございましたら、何とか4年間にできるんじゃないかと私はこういうふうに思っております。推進状況につきましては、また市長のほうからご答弁願えたらと、かように思います。

ともに支え合う、笑顔あふれる健康社会づくり、この点でございますけれども、この中では、限界集落、福祉施設とか、いろんなことが出ておりますが、この中で問題になりますのは、限界集落対策、病院体制の堅持、そして上下水道の料金格差の是正、この3つを私は主に上げさせていただきたい。といいますのは、限界集落は先ほどからいろいろな解釈で出ておりますけれども、私なりに明浜町のことを調べさせていただきますと、ここ小学校の児童数の問題、これは後に出てくる適正規模の児童・生徒数の学校という問題も絡み合いますので、ここで説明させていただきますけれども、昭和35年に明浜町の児童数は1,831名ありました。大体この時期がピークでございます。昭和40年、994、昭和60年、416、現在が157、そして本年19年度生まれた子供は、子供も含めまして19年度には、明浜町で本年19年度に生まれたのが12名でございます。昨年も12名、その前が14名でございますので、それ全部入れまして在校生が、平成27年度、現在生まれた子供が小学生に入るときには91名、こういう現況で推移をいたしております。非常に限界集落につきましては、いろんな質問がございましたので、あえて申しませんけれども、やはりいろんな調査をして、現状を把握して、どのように推移しているかということの把握は大事でしょう。ただし、地区住民の中でどのようにアクションを起こしていくか、そういう問題だろうと私は考えております。明浜町の依津地区では、きょう非常に明浜町の区長さん、皆さんおいででございますので、脇本代表区長のもとで依津の將

来を考える会（限界集落の対応についてという会議）をそろそろ開くような予定に、歴代の代表区長さんを集めてするような準備が始まるとようでございます。そのようなアクションを起こすことのほうが、まだ限界集落対策については大事ではなからうかと、かように思っております。

そして、病院の体制につきましては、いろんな問題がございますので、この考えにつきましては、将来宇和病院の体制、それから診療所の体制、そしてここの財源の問題がやっぱり絡んできますので、そのあたりを市長にお聞きを申し上げます。

上下水道の料金格差につきましては、これにつきましても、非常に明浜町高いと言われておりますので、市長が一生懸命これを是正したいという形で公営事業化したり、いろいろな方法を考えておられるようでございますけれども、できましたらこれの具体策につきましてもお聞かせ願いたい。

それから、輝く文化と学びのまちづくりにつきましては、適正規模の児童・生徒数の学校という形になっておりますけれども、本来私どもは、これは小学校の学校統合という言葉で片づけておりますけれども、これは教育委員会に附属することですから、学校統合につきましては。ですから、理事者側にしましては、こういう表現になったのかなと思っております。本年度生まれた子供を考えて、その本年度生まれた明浜町の12名があと6年たちまして入りますと12名、そして小学校6年間行きますと中学校になるんですが、中学校へ行きますと12名のクラスになるんです、何年か先に。そういう形のものをこれからどういう対策をしていくのか、そのあたりにつきましても、やはりスポーツ立市構想とかそういうものもありますが、特に限界集落とこの小学校の統合というのは悪いですが、統合と言わせていただきますが、これにつきましては、やはり一緒の問題であろうと思っております。非常に依津区の中でも区長さんが2度、3度、3度目にかかりつつある人がおります。そういう現況で役をする人がいなくなるというようなことでございます。

それから、4番目の生活を支える経済活動による豊かな社会づくり、いろいろございますけれども、やはり私は、これは1次産業で飯が食える、そういう1次産業をつくり上げる、基本はそこに

置いているような人口減退とか、そして就業場とか、そういうものを考えていくという形でございます。1次産業で飯が食えるって単純にもう言葉簡単に言えばそういうことだと思っております。こういうものをいろんな施策の中でそういうことを活性化して、商店街もそういうものを、1次産業で飯が食えるのやったら就業が多くなって、そして商工会とかそういう団体も、経済団体も経済活動も大きくなるという考え方を持っております。このあたりにつきましてもお聞かせ願ったらと思います。

そして、地域リーダー、ともに考え、ともにつくる協働社会づくりっていいものは、やはり市長がマニフェストを出しても、それに共鳴して議会なり、そして市民がどうして協力してくれるか、そこに地域のリーダーがおって協力してくれるか、ここだと思っております、一番は。ここにおられる区長さんたち、代表者の方、熱心な方ばかりが傍聴に来られておりますけれども、その皆さん方が、例えば広報せいを隅から隅まで読んでいただいて、そしてこれが理解できないよと、こうだったらこういうようにしてほしいと、議員を通じて、また直接市役所へ通じていただいて、そしてアクションを起こしていただくのが一番の豊かな社会づくりになるんじゃないかと、私はこういうように思っております。やはり行政から上意下達で市民に流すという方法は、この地域では向いてないと思っておりますので、傍聴に来られている皆さん方もこのマニフェストにしっかり協力していただきたいと、切にお願いしておきます。

それから、やはり問題になりますのは、やはり財政が伴わないと絶対にだめです。これにつきましても、私ども財政は疎うございますので、市長は非常に財政面、非常にしっかりしておりますので、財政面につきましても多少お聞かせ願ったらと思っております。

そして、私なりに考えておりますのは、一番大事なのは、意識改革だと思います。市民の皆さんが、4万5,000の人たちが本当にこの市をどうしたらいいのか、この困窮している町を、お互いが助け合う町をお互いがどうしたらいいのかという問題意識を早く強いものにしていく、こういう施策を、やはりコミュニケーションをしっかりとりながらやっていくまちづくりにしていただきたいと思っております。困窮したときにはお互いに

助け合う、このようなまちづくりがどうしてもできるか、やはり地域集落の和だと思っておりますが、このあたりも含めてお尋ねを申し上げておきます。

長くなりましたけど、2番目の住宅用火災報知機の設置につきまして、これにつきましては、住宅用火災報知機を設置しようというピラが回っております。そして住宅用火災報知機とは、なぜ設置しなければならないの、どこに設置するのとあります。そして、どんな種類があるのと、どこで購入すればいいのと、西予市の補助金制度とございますが、ここでお願いしたいのは、全国的に設置完了期限があるようですが、当市はどのようになっているのか。全国的に国のほうで、いついつまでって指定があるようでございます。補助金の年度配分、地域配分をお願いいたします。

また、地域でまとめ買い、共同購入について、だれがどのような方法で、また在庫管理はどうするのか、補助金の授受方法など、市民の方が戸惑っておるように聞いております。

また、単価的にも家計負担が結構高いです。大きな個人設置義務ではあります、高齢者世帯には特に大変だと思っております。義務違反のときにはどのようにされるのか、そのあたりをお聞き申し上げまして、一時質問を中断させていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員のマニフェストについてお答えさせていただきますが、まずマニフェストについての概要のほうから入らせていただきたいとこのように思うわけであります。

今後の西予市政において政策を提言して、それが住民の皆様になんて納得いただくかが大切な要素になっておると私はこのように思います。私は市政2期目に際しましてこのことを踏まえ、従来の選挙公約から一歩進んだマニフェストの手法を取り入れまして、西予市政の政策提言をすることといたしました。マニフェストの語源は、ラテン語で明示することを意味します。日本では、2003年度の統一地方選挙衆議院議員選挙におきまして、各党よりマニフェストが提示されましたことは、記憶に新しいところであります。

また現在、マニフェスト公開の流れは、北川前

三重県知事によって確立され、現在全国の首長、自治体議員の間におきましてもマニフェスト提示の流れができつつあると感じております。私はこの北川知事のマニフェストの会に入らせていただいて勉強をしておるところでございます。マニフェストにおける政策の明示は、従来の選挙公約と似ておりますが、従来の選挙公約は、願望の提示にとどまりスローガンのでありまして、ともすれば公約が言い放しであったとの批判がありました。これに対しましてマニフェストは、政策の実行に対して実行期限、財源、方法を明示して政策の具体性をより明確に判断できるようになっております。

また、私は市政運営を行うに当たり、当マニフェストに沿った政策展開を行い、仮にマニフェストに変更があった場合には、市民の皆様様に速やかに状況を説明し、ご理解を求めるところでございます。

また、マニフェストに掲げました政策の達成状況につきましては、一定期間ごとに進捗状況を評価して結果を公表してまいりたいと思っております。従来の選挙公約では、プランいわゆる計画しか提示しなかった政策をこのマニフェストでは、プラン・ドゥー・シー・エーと、いわゆる計画、実行、進捗、チェックいわゆる評価であります。それとマニフェストの改善いわゆる今ほど言いましたプラン・ドゥー・シー・エーサイクルによりまして政策の確実な実行、定められた期限内での進捗率のチェックと評価、その結果に対して政策の実行期限や内容の見直しを行い、最終的には市民の皆様様の評価とご批判をいただくこととなります。マニフェストの評価の期限は、当初大体2年を予定しております。広く市民の皆様を交えてどのような組織でマニフェストの評価を行うか、またマニフェスト評価の工程表の作成も含めまして早速検討を開始していきたいと思っております。

また、マニフェストの評価に当たっては、政策内容、進捗状況を市民の皆様様に広く情報公開を行うことが必要になります。担当課及び情報推進課と連携しまして、広報や市のホームページなどを通じ、各施策の迅速な情報公開を努めてまいりたいと思っております。今、市のホームページも私のマニフェストが見れるようになっておりますので、ぜひ接続をお願いをしたいと思いますと思っております。

す。

さて、ご質問にありました財源と市民協力について述べさせていただきます。

まず、財源につきましては、マニフェストの性格上、当初から現在運用しております事務事業評価に伴っての予算確保を行うものではありません。マニフェストに掲げた政策の財源につきましては、今後の安定した財政運用を考慮した上で事務事業評価と連動した施策枠予算において必要な予算措置を行ってまいります。そのため場合によっては、評価の段階で財源の縮小を行ったり、国の政策変更や当市の厳しい財政状況の中で施策の実施変更を余儀なくされる可能性もあることを理解いただきたいと存じております。

次に、市民協力についてであります。私は西予市誕生の際からそれぞれの人、それぞれの地域が輝くまちづくりを申し上げておりました。マニフェストに掲げた政策の実現には、各種検討委員会への市民の皆様様の積極的な参加や忌憚のないご意見をいただくことが非常に重要な要素となっております。私どももこれまで以上に市民参加のための情報公開に努めてまいります。市民の皆様におかれましても、市政の積極的な参加をお願いする次第でございます。

それと、今ほど個別的な案件について言われましたので、それについて少し回答をさせていただきます。

まず、限界集落の問題でございますけれども、今明浜の子供さんの事例について説明を受けながら限界集落問題をされるということでございました。まさに私どもが考えておりますのは、今後そのような縮小していく、子供の誕生等々が少ないというようなことを含めて、その限界集落を対応してなくてはならないというのが大切な考えでございます。それとあわせたいような感じで、いわゆる学校の適正規模、適正学級をどうしていくかという問題がございます。これにつきましては、私の考えておるのは、友達がいない、いわゆる学校になってしまったら大変だなと。例えば1学年1人になるというようなこととなりますと、これは友達が同級生にいなくなるので大変だなという思いはしております。あるいは、団体スポーツ、団体学習ができなくなる規模になると大変だなと。その辺の中で適正な学校、学級っていうのが、恐らくことしの7月に教育委員会のいろいろ

答申を受けると思いますが、その中で出てきたことに対する対応としての基本的な考え方の進め方になるのではないかとこのように思うところでございます。

また、病院問題につきましては、これは両病院が公立病院ありますし、また診療所を大分抱えております。そういう中で、この病院をどのようにしていくかというのが非常に大切な問題であります。ただこれも国の今の進め方について、非常に私どもも危惧をしておるところでございます。根本的な国に対する政策に対する地方発の提言を私どもはしないと、今の医師問題の解消はできない。臨床研修制度の問題について、これがいいのかどうかということは、今流れが変わりつつあるのではなからうかと思っておりますし、大学の定員の増等々も流れが変わってまいりました。そういう流れの中で、それまでどう私どもは、ある程度の時間が要るわけでありますから、もちこたえるか、そのような方法も講じていかななくてはならないのではないかとこのように思いますし、病院の財政的な問題については、組織を変えた中で公営企業部をつくった中で、企業的な感覚と同時に、やはりそこには命と健康が基礎的にはあるわけでありますので、そのことをしっかり踏まえた中の一般財源からどれだけ適正にその公営企業会計部門に入れていけるかということも判断をしながら考えていかさせていただいたらと思っております。

上下水道の料金体制の問題でございますが、これは市内に約2.5倍の上水道の料金の格差があるというのは、やはりこれを見過ごすことはできない現実でございます。これをどう解消していくかということが重要な問題だということでマニフェストに書かせていただいたところでございます。これにつきましては、例えば明浜が一番高いわけでありますが、それについては、南予一帯に水を送る野村ダムからの水があります。この水については、南予企業団を組織しておる事務組合であります。そここのあり方、それに対して私どもは地域の中でまたご理解をいただきながら、どれまで幅を縮めていったりしていくかということも含めて大事になるのではなからうかと思っております。

第1次産業の問題については、これは住民の皆さんも一番大事な問題だと思っておられるところ

でありまして、経済的な根源は、私どもは基幹産業としてこの西予市は第1次産業があるわけでございます。そのためには、この私は、この第1次産業の今の状態は、国がつくった構造的な不況だと以前から言っておりますが、そこの辺からやはり解消していくことも含めて物事を提言していく。そして地域にあっては、私どもの持っている、今まで持っている例えばかんきつ、酪農、米等々についても、適切に伸ばしていけるような施策をできるものがあるんじゃないかとこのように思っております。

地域リーダーの育成については、先ほど元親議員のご質問もありましたので、あのご質問に答えをさせていただきます。

財政的な問題については、これは基本は財政であります。この4年間の中で一般会計ベースで言いますと旧5町が約300億前後であったのが、245億円まで落ちた、いわゆる2割弱まで落とさせていただきました。これは大変な状況でありまして、住民の皆様にも痛みを伴いましたし、またそうすることによって中・長期的な財政展望がある程度見えてきたというところの現実があるわけであります。今のこの背景におきましては、ご案内のとおり三位一体の改革における間違った状況があったと私どもは思っております。そういう根源的なところについても私どもは交付税のあり方について提言をしていかなくはなりませんし、内部においては、今の行財政改革をある程度進めていく必要もこれからはあるかと、このように思っております。

意識改革については、先ほど言っていたかのように、住民の皆様にもそのように酒井議員がおっしゃるような意識改革も含めてともに西予市づくりのために考えて邁進をいただくことを切に願うところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 中野消防長。

中野消防本部消防長 酒井議員の住宅用火災警報器の設置についてのご質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、住宅火災による死傷者の低減を図ることを目的として、平成16年に消防法が一部改正され、これを

受けまして、平成17年に西予市火災予防条例の改正を行っております。

まず、火災警報器の設置義務でございますが、新築住宅については、平成18年6月1日から全国一斉に適用され、消防同意図面で確認を行い、現在設置が進んでいる状況にあります。既存住宅につきましては、設置期限は市町村条例にゆだねられており、西予市では平成23年5月31日までは適用を除外することといたしておりますので、既存住宅における設置義務は、平成23年6月1日から発生することになります。この期限は、愛媛県内すべての市町において同一期限でございます。

次に、補助金の年次配分につきましては、本年度から3カ年の市単独の補助事業として、本年度の当初予算に700万円を計上いたしております。補助金の総額は、3カ年で2,100万円を予定しております。

次に、補助金の地域配分に関しましては、現時点では設定しておりません。それぞれの地域での取り組み状況を勘案して、必要な判断をまいりたいと考えております。この補助事業は、原則的に地域での共同購入を前提として、組や区等の自治会の単位を基本に実施することを考えております。事業主体は、区長や組長等の地区の代表者として、その地区内での協議に基づいて購入先業者の選定や世帯ごとの購入個数などの取りまとめをしていただくこととなります。具体的な手続といたしましては、補助金申請書の提出をいただき、交付決定通知書を受領した後、共同購入事業を実施し、事業完了後に実績報告書等の提出をいただくこととなります。そして、代表者の指定口座に補助金を振り込むこととなります。この共同購入事業につきましては、各地域で開催されております区長、組長会等におきまして説明を行っておりますところであり、各集落の自治会役員の皆様には、お手数をおかけいたしますが、この共同購入事業にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。この補助事業の事務は、消防本部防災課で担当しておりますので、ご不明な点につきましては、お問い合わせをいただきたいと思います。

最後に、当該条例違反の場合の適用につきましては、個人住宅に係る防火規定は、法的規制にはなじまないものと判断しております。現行法令

におきましては、自己責任の範疇にあり、消防機関による検査や届け出の義務、罰則の明文化はいたしておりません。この補助事業が災害に強いまちづくりの実現のための地域コミュニティの強化につながりますよう利用を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 市長にお尋ねしますが、非常に国、県の財源的な形が国、県、特に国なんです。国のほうに依存している、非常に今国が混迷している中で非常に振り回されている自治体が多いというように感じております。その中でこれだけのマニフェストの、特に持続安定社会づくりの4年間の将来性っていうのが非常に国で県で振り回される要素のところ非常に多いと。このあたりにつきましては、やはり国、県に頼ってそれの中でやるのか、それともやはりある程度これだけはやるのかというようなものは、やはりおありなのか、そのあたりをちょっとお聞きしときたいと思います。

そして、やはり限界集落でございますけども、やはり職員の中でも限界集落をはやもう講師を集めて、いろんな野村町のほうでやってるようでございますけれども、そのあたりに対しての活動費的な助成とかそういうものは考えておられるのか、その点につきましてもお聞きをいたします。

そして、やはり学校の問題でございますけど、適正規模が、やはり教育委員会の代表者を集めて適正やってるようでございますけども、それだけでいいのか。やはり自分たちの地域がどのような地域を望んで、歴史・文化・伝統っていうのがその地区地区にあるわけでございますので、そのあたりの地区の人たちのやはり意見というものを集約した中で、やはり適正化の中で委員さんの中で反映していく。代表者はそれぞれやっておりましようけれども、PTA会長さんが出ましてもその子供がおるときだけ、非常にこの問題については非常に問題があるのは、会長が我が子供がいなくなったら、教育的観点からいきますと、学校適正化が、生徒適正化が要る、俗にいる合併統合が要る。ただし、自分の子供がいなくなると、地域に学校がなくなるのは嫌だと、そういう本音が出て

くるところをどのように地区としてまとめ上げていくのかというような問題があると思います。そして、私はこの適正化の問題で一つありますのは、やはり統合したときに、西中が今のまま残っているように、その建物をどのようにして扱うかというところまで論議をしていただいて、やはり問題を進めていただきたい、かように思っております。

そして、それから非常に困窮したときの1次産業でございますけれども、私はもう少しこれだけ農家、漁家、林家、困窮しているわけでございますので、西予市の財源がつぶれるくらいまでやるという覚悟ぐらいを示していただきたい、そんなに思っております。ただいろんなバランスがございまして無理かもしれませんけれども、やはり本気で、もう夜逃げせんといけんようになりよるところが結構ありますんで、これはもう一度お願いします。

それから、正規の補助金制度の住宅用火災のほうでございますけれども、やはり懲罰がなければ自由で西予市の中でやってると。国のほうではそういう懲罰規定はないということでございますが、なかなか負担が多くて単価的にもやはり補助金なければ5,000円ぐらいすると。やれば1万円かかると、2個つければ、3個つければ1万5,000円と、その補助率の問題もここに書いてあるとおりでございますけれども、非常に地区の人たちが迷っておりますのは、この事業完了後という形になってますね。これをやはり事業完了後じゃなしに、区長さんがまとめていただくなら、予約をとってそこを窓口にしたところで最終的に事業完了した形で補助金を出すと、こういうシステムにはできないものでしょうか、お尋ねをしておきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の再質問についてお答えさせていただきますが、私は5つあったうちの3つくらい私のほうからお答えさせていただいて、あと2つは担当の部長のほうに答えていただこうと思っております。

まず、最初の財源の依存の問題でございますが、ご案内のとおり、西予市の財政力指数っていうのは3割を切っております。27から28とい

うような状況でございます、もうこれは現実的になかなか変えることができない状況であることは、もう先刻ご承知のことだと思っております。それだけにその少ない財源をどのように上手に使っていくかということになるかと思っております。国のあり方に振り回されることは間違いありませんし、県の上乗せの補助がなくなることによって市がそれを一遍に住民との、一番接点のある市が切っていくわけにもいかないようなもんがことしも県との関係で福祉だけでも約1億円ありました、一般財源が上乗せになりました。そういう現実を踏まえながらもありますけれども、ただ私が今一番言っておるのは、施策枠予算をやっていくんだという形であります。したがって、財源は先ほど言いましたように、一般財源、決算ベースでも245億円近くがあるわけであります。それを上手に使っていくという一つのことを施策枠予算という形でやっていくのが今からの時代であるところのように思っております。

次に、限界集落に対する職員の勉強会の問題であります。非常に職員も勉強会を立ち上げてくれまして、非常に熱心に動いていただいております。非常にありがたいことでもありますし、そういう職員が多く出ることを望んでおるわけですが、おっしゃるように議員の皆さんもご理解をいただくなら活動費を、今はまだ自費でございますから、活動費を出せるような流れになればとこのように思っております。

それから、第1次産業の問題でございますが、もう相当財源を使えということのご指摘は、非常にありがたいことではありますが、このところずっとやってまいりましたのは、ご案内のとおり、西予市産材のいわゆるつくった住宅の助成、最初に二十数軒、4軒ぐらいであったのが、3年目で60軒建つように、平成19年度はなりました。そういう中で西予市産材が非常に動き始めたなど、このように思っておりますし、公的な建物についても西予市産材を使うという流れが私は定着したとこのように思っております。そういう面、あるいは20年度予算にも出させていただきましたけれども、畜産、酪農の緊急対策事業をことし、来年やろうということやらさせていただきました。目の前にあるものについては真摯に対応して、住民の皆さんに第1次産業、特に大事で

ございますから、ご理解をいただく範囲で適切に財源を投入していきたい、このような思いであります。

あと2点につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

議長 中野消防長。

中野消防本部消防長 酒井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

申請から補助金の交付までの手続の問題かと思えますけれども、補助金自体がいわゆる税金を扱っているというふうな関係がございますので、現在のところは、一応事業完了の部分で補助金を交付するというふうな通常の、こういうふうな言葉を使うと適切ではないのかもしれませんが、そういう形で現在の要綱についてはしておりますので、またこれにつきましては、やはり市民の皆様方のやはり事業の執行しやすいような形については、行政側も考慮していかなければならないというふうに考えておりますので、内容については再検討を含めて検討をしてみたいと思っております。結論につきましては、まだ正確にはお答えできませんが、どうかよろしく願いいたします。

議長 森教育部長。

森教育部長 酒井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、適正規模の学校の検討についてでございますが、いわゆる再検討委員会の代表あるいは委員でよろしいのかということでございますが、7月には答申がされます。これを真摯に受けとめまして、教育委員会としましては、地域に説明に上がりまして、地域の合意形成をいただくように努力をしてみたいと考えております。

さらに、活用についても現在検討委員会のほうで協議をいただいておりますが、非常に難しい問題がございます。地域性もございます。さらに研究を深めてみたいというふうに考えております。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長 次に、2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。質問に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私は先般の西予市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の大きなお力添えを賜り初当選をさせていただきました。支援を賜りました市民の皆様の声をしっかりと市政へと反映させてまいりたいために、また市民の皆様の安心と安全な暮らしを守るために全力で取り組んでまいりたい所存でございます。

また、私は新人議員でございますので、三好市長を初め理事者の皆様、諸先輩議員の皆様には、ご指導、ご鞭撻を承りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、学校の耐震化の推進についてお伺いいたします。

一昨日に起こりました岩手・宮城内陸地震は、東北地方の広い範囲に被害をもたらす、とうとい命が犠牲となり、各方面にも多くの被害をもたらしております。被災者の皆様と犠牲者の皆様には、心からお見舞いとご悔やみを申し上げます。

また、さきの中国で起きた四川大地震では、学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり、死亡した教員、生徒が、全犠牲者の1割を超えるという想像を絶する悲しい被害を出しました。こうしたことを教訓に、このほど学校耐震化を加速させるために、地震防災対策特別措置法が今国会において、6月11日参議院を通過して成立をいたしました。これは、2002年の44.5%から2007年4月現在58.6%と思うように進まない学校の耐震化率の理由として、地方自治体の財政負担が上げられており、今回の改正によって公立小・中学校などの耐震補強工事の国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げる改正法にあわせた地方財政措置拡充で、実質的な地方財政負担が現行の3割強から13.3%と半分以上に圧縮され、学校の耐震化が大きく進むことを期待されているものだと思います。

三好市長のマニフェストによりますと、我が西予市の学校の耐震化については、教育委員会の学校検討委員会答申と連動して10年計画を作成し

ますとなっております。学校施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の命を守るとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠であります。今回の東北地方の地震が、もし南海地震だったらと考えたのは、私だけではないと思います。そう考えたとき、一年でも早く実現できることを望むものであります。

そこで、3つの点についてご質問いたします。

1点目は、西予市において耐震度調査が必要な施設はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

2点目は、学校検討委員会答申と連動して整備するとあるのは、統廃合を視野に入れて整備を進めていくということなのでしょうか。

3点目は、今回の改正によって財政負担が軽減されると思いますが、前倒し検討していただくことはできるのでしょうか、以上を踏まえて耐震化のお考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、2点目として、交通弱者対策についてお伺いいたします。

高齢化の波が急速に押し寄せ、西予市においても10年後には限界集落が70%になるとの予測もされております。現在でも65歳以上の方が約3割という現実の中で、交通弱者対策については早急に取り組むべき課題だと認識をしております。市の基本計画にも盛り込まれており、現在でも福祉バス、温泉バス、生活バスなど取り組んではいただいておりますが、市民の皆様の声を聞いてみますと、まだまだ改善の余地があると感じております。福祉バス、生活バスについては、足が悪くてその乗り場に行けないので、人家のないコースを走らせるんだったら、人家のあるコースに回ってほしい、変更をしてほしいとか、路線がないからタクシーで病院に行ってるのよと、費用の負担が大きいと、そういう声もお聞きをしました。

また、明浜、三瓶地区においては、民間の路線バスしか交通の手段がなくて不便だとの声も聞いております。民間の路線はどうしても採算面においてダイヤの本数に限界ができることは理解できますが、その不便なところを補うのが行政の役割ではないでしょうか。

また、明浜地区の田之浜から三瓶地区の下泊間には交通手段がなく、せめて週に一、二本でも路線ができればいいのにとのご要望もあります。西

予市としてせっかく合併したのに、交通弱者の方にとっては、幾ら近い場所でも遠くに思えるのが現実ではないでしょうか。

また、学校の統廃合が予測されることも考えれば、スクールバスも必要になると思われれます。そこで、近い将来を考えたとき、西予市独自の新たな新交通システムを作成することも必要だと考えます。交通弱者の方にとっては、足の確保は電気、ガス、水道と同じようにライフラインであるとの認識を持って、市の基本計画実現に向けてのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いたします。ご清聴ありがとうございました。

議長 森教育長。

森教育長 二宮議員の学校の耐震化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

学校施設は、多くの児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠であります。

さらに、地震等の災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割もあることから、十分な耐震性能を持たせて学校施設を整備することの重要性はご指摘のとおりであります。

まず、1点目の耐震度調査が必要な施設数についてのお尋ねですが、耐震診断、耐力度調査は、震度6強に耐えられる現行耐震基準が適用されない昭和56年以前の建物が対象で、本市におきましては、新耐震基準の建物も含めて、小学校の建物65棟のうち本年度調査実施分を含めまして小学校32棟、中学校27棟のうち13棟、幼稚園6棟のうち2棟あります。そのうち既に耐震診断実施済みが1棟ありますので、今後合計46棟につきまして、平成17年度に実施しました耐震化優先度調査に引き続き、耐震2次診断または耐力度調査が必要であります。

2点目の学校再編検討委員会答申と連動して整備するとは、統廃合を視野に入れてから整備を進めていくのかとお尋ねであります。小・中学校等の耐震化事業を行うには、今後少なくとも10年後の児童数の増減を含めました教育環境の変化を考える必要があります。

そこで、本年7月に予定されております学校再編検討委員会の答申を受け、学校統合等の方針や平成17年度に実施しました耐震化優先度調査の結果、今後実施していく耐震診断結果等を踏まえ、総合的な検討を行い、優先度の高いものから改築や耐震補強といった耐震化事業を効率的かつ効果的に進めていきたいと考えております。

3点目の今後耐震補強、改築事業に対する国庫補助率改正案が成立すれば、財政負担が軽減されると思われるが、耐震化事業の前倒しができるかとのお尋ねであります。公立小・中学校の校舎などの耐震化を加速させるため、地方自治体の補強改築事業に対する国庫補助率を引き上げる改正地震防災対策特別措置法が、今月11日に成立いたしましたので、西予市におきましても、財政負担の軽減が予測されることから、耐震化の優先性や市の財政状況等を踏まえ事業の前倒し等耐震化を加速させることが可能になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の交通弱者対策についてに回答させていただきます。

高齢者と言われる満65歳以上の西予市における人口は、合併後の平成16年5月末において32.97%でありました。今年5月末では35.09%と4年間に2.12%の増加となっております。このように急速な高齢化が進んでおりますことは、ご指摘のとおりでございます。町においては、都市部に比べ人口が少なく、小集落が点在をしていることから、交通空白地域が必然的に多くなります。このことから、自家用車による移動を余儀なくされる一方、また公共交通機関の利用者が減少するという状況にあります。公共交通機関の利用者の減少は、全国的な問題であり、各自治体はその対応に苦慮しているところでありますが、ご案内のとおり、本市の交通空白地域の対応としまして、野村、城川地区の生活交通路線廃止代替バス、生活福祉バス、宇和地区の生活交通路線巡回バス、また市内の温泉施設を結ぶ温泉施設巡回バスを運行しております。

また、できるだけ利用いただけるように路線や運行時刻の見直しを行いながら対応をしていま

す。今後におきましても、高齢者や子供など交通弱者に配慮し路線数を減らすなど、地域住民の方々が利用しやすい交通体系を確立することが望まれますし、少子化、学校再編に対応するための通学交通体制の検討も必要になると考えております。

また、明浜、三瓶地区においては、現在宇和島自動車の路線バスが運行しておりますので、市バス運行を行うことは競合路線となることから運行できないのが現状であります。このようなことから、生活路線バスの新規路線運行につきましては、すべての集落をカバーすることは困難なため、今後は自治体や住民、バス、タクシー事業者、NPO団体などの協力のもと、あらかじめ路線の一部に迂回部分を設定し、利用者の呼び出しに応じて迂回部分への運行を行うダイヤモンド型運行やドア・ツー・ドア、自宅から施設まででございますの乗り合いバスなどの導入も含めまして、地域に応じた移動手段を確保するための取り組みを検討してまいりたいと存じます。いずれにしましても、利用者の利便を図るには、市の財政の負担増につながりますので、慎重な取り組みが必要になりますので、ご理解賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 明確なご答弁、本当にありがとうございます。

1点目の学校の耐震化の推進についてということで答弁いただきました。先ほどご回答いただきました7月の答申後にということで今お聞きしましたけれども、一日でも早くそれが進みますようにご期待をしておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

あと市長から答弁いただきました福祉バス等の交通弱者対策でございますが、市の財政が大変ということは、我々も市民の皆様も理解できているところじゃないのかなと思います。ただ福祉だからといって、安くして路線をつくるだけでなく、大事なのは、利用者のニーズがそこに反映されているかということじゃないのかなと。利用者のニーズがあって、そのダイヤがうまく組まれていけば、例えば今の100円という値段を倍にし

て、なら利用者がどうなのかとか、そういうシミュレーションも必要なんじゃないのかなと。行政のほうで考えていただいていることと、市民の、また本当に交通弱者と言われてる方の意見がどれだけそこに反映されて路線やダイヤが組まれているのかということが一番重要なことなのではないかなと思いますんで、そういうところもぜひご検討をお願いをして、また最後に言われたダイヤモンドタクシーとか、きのう日土のほうでダイヤモンドタクシーというのが利用開始になったようですけども、ぜひそういうところも踏まえていただいて、市民の声として受けとめていただいて、ぜひ実現できるようによろしく願いいたします。

以上で質問終わります。

議長 答弁要りますか。

次に、3番兵頭学君。

3番兵頭学君 改めまして皆さんこんにちは。もうお昼近くになっとりますので、こんにちはにかえさせていただきます。

私ごとですが、質問の前に一言またお礼を申し上げたいと思います。

4月の市議会議員選挙におきましては、この24名の市議会議員の中に入れさせていただきましたことをこの場をかりまして改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

先ほど質問された二宮議員さんと重複いたしますが、学校施設の耐震対策についてお伺いしたいと思います。

その前に、まず5月12日に中国四川省で大地震が発生し、死者6万8,000人、行方不明1万9,000人を超す甚大な被害を受けたことと、また6月14日には、宮城・岩手内陸地震で被害に遭われた方に対して、この場をおかりしまして衷心より哀悼の意をあらわしたいと思います。

さて、この地震による被害で目についたのが、建物倒壊による被害です。特に四川省の地震では、学校施設の倒壊による生徒たちの被害が目につきました。

また、近い将来東南海地震があると予想されています。このことから、早急な対策が必要と思

われます。学校施設が被害を受けると、子供たちはもちろんですが、地域の避難施設として指定していることから、いざというときに利用できなくなるようでは、住民を守ることができません。厳しい財政は承知しておりますが、このような被害に遭わないためにも、市としての学校施設の耐震化の状況と予定をお知らせ願いたいと思います。

2点目に、自主防災組織についてですが、先ほどの質問に関連することになりますが、災害時には町内会や自治会が中心となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行い、被害を小さくする自主防災組織の役割は大きいと思います。

また、消防署と消防団の位置づけとは違いますが、協力体制も必要だと思います。市も結成に伴う育成助成金補助金を計上されていますが、これまでの組織づくりの内容と今後の組織づくりの予定をお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

議長 森教育長。

森教育長 兵頭議員の学校施設の耐震対策についてのご質問にお答えをいたします。

多く子供が犠牲になりました中国四川大地震で、学校の耐震性の重要性が改めて認識されました。また、去る14日の岩手・宮城内陸地震におきましても、建物の被害が出ました学校もたくさんありました。

一方、西予市にも甚大な被害をもたらすであろうと危惧されております南海地震、東南海地震におきましては、政府の地震調査研究推進本部の公表結果によりますと、今後30年以内に起きる確率は、南海地震が約40%程度、東南海地震が約50%程度の確率で発生すると予測されており、地震発生時におきましては、児童・生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて、安全で豊かな環境の確保や学校づくりの重要性につきましても、ご指摘のとおりであります。

1点目の学校施設の耐震化の状況についてのお尋ねであります。本市におきましては、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の学校施設について、平成17年度に耐震化優先度調査を実施

し、この調査結果等をもとに耐震化事業を次のように進めてまいりました。

平成16年度魚成小学校改築設計委託、平成17年度には三瓶中学校屋内運動場耐力度調査、旧三瓶中学校屋内運動場解体、学校施設耐震化優先度調査、平成17年度から平成18年度にかけては、魚成小学校の改築、平成18年度には、大野ケ原小学校校舎耐力度調査、宇和中学校屋内運動場耐力度調査、三瓶中学校屋内運動場設計委託、平成19年度には、旧魚成小学校校舎、屋内運動場解体、三瓶中学校屋内運動場改築、平成19年度から平成20年度にかけては、大野ケ原小学校の改築、平成20年度の計画といたしましては、三瓶小学校耐力度調査、宇和中学校屋内運動場設計委託、以上、耐震化の優先度ランクやコンクリート強度により順次耐震化事業を実施してまいりました。

2点目の今後の耐震化事業についてのお尋ねでございますが、本市におきましては、今後耐震化事業すなわち改築または耐震補強が必要と判断される学校施設は、市内小・中学校で45棟、公立幼稚園で2棟、合計47棟あります。今後の学校施設耐震化事業の推進計画につきましては、昨年の学校教育に関する検討委員会答申及び本年7月予定の学校再編検討委員会答申を受けた後に、平成17年度に実施しました耐震化優先度調査をもとに耐震診断、耐震化事業の優先度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画を作成し、計画的に学校施設の耐震化を図り、快適で安全・安心な学校づくりをできるだけ早く実現したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 今ほど兵頭議員もおっしゃいましたけれども、宮城・岩手内陸地震に被災され、ご逝去された方々に謹んで哀悼の意を表したいと思います。一日も早い復旧を心から望んでおる次第でございます。

それでは、自主防災組織についてにご回答させていただきます。

平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物に閉じ込められた人のうち、全体の約95%は自力または家族や隣近所の

人に救助されています。また、犠牲者のうち86%が地震発生から6時間以内に亡くなったという調査結果もあります。災害が大きくなるほど被災者は多数になり、情報は混乱し、道路や橋などが被害を受ける上、同時多発する火災などにより、公的な防災機関だけでは迅速な対応ができなくなります。このために災害発生直後の人命救助や初期消火活動は極めて重要であり、地域住民の協力が大きな役目を果たすことになります。

西予市では、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づいて結成する自主防災組織に対して補助金制度を設けて、結成及び活動支援に取り組んでいるところであります。明浜地区においては、結成に向けた地域住民の積極的な取り組みを行っていただきまして、総合支所及び消防本部が、また支援する形で、平成18年度に既に組織率100%に達しております。これ以外の地区につきましては、昨年度本庁及び各総合支所防災担当者が公民館単位あるいは行政区単位に地区の区長さんと役員の皆様に対し、自主防災組織の必要性を訴える説明を開催してまいりました。

また、西予市防災・減災フォーラム2007 in 三瓶「郷土で高める地域の防災力」というテーマで開催するなど、結成組織を図ったところであります。その結果、地域における自主防災組織の必要性を認識していただき、全世帯に対する結成世帯の割合である組織率は、昨年4月1日が20.6%、組織11でありましたが、ことし6月1日現在で63.3%、組織数40に向上しております。今後30年以内に50%の確率で発生すると予測されている南海地震や風水害に備えるため、市民の組織率を100%を目指して、引き続き未結成地域で説明会を開催するなど、結成推進と育成を図っていきたいと考えておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 兵頭学君。

3番兵頭学君 ただいまの質問に対しての答弁でございますが、1番の学校耐震政策についてはよくわかりまして、二宮議員の答弁と一緒に感じております。

次に、自主防災組織についてですが、一刻も早

く100%を目指されて組織づくりをつくっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時15分再開といたします。(休憩 午前11時45分)

議長 再開をさせていただきます。(再開 午後1時12分)

議案に入る前に、この本会議の質疑におきましては、少し時間をかけさせてやらせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

(日程2)

議長 日程第2、議案第84号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第85号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 この議案第84号の関連のことになると思いますが、このたびは森教育長が新たに就任されました。断っておきましたように関連にはなりません、ひとつ森教育長の教育行政に対する考え方、姿勢をせっかくのいい機会でございますので、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。

議長 森教育長。

森教育長 それでは、嶋川議員の質問に対しましてお答えをいたしたいと思います。

教育方針ということでございますけれど、西予市の教育基本方針についてご説明をさせていただきます。

西予市教育委員会は、高い知性と誠実で豊かな人間性を持ち、健康でたくましく生きる西予市民を育成するために次の7項目を基本といたしまして、学校教育及び社会教育を推進いたします。

1、教職員の資質、指導力の向上を図り、安全でゆとりある教育環境の中で子供たちが学習意欲を高め、基礎・基本を踏まえた学習に取り組むことにより、豊かな人間性やみずから学び、みずか

ら考えるなどのともに生きる力をはぐくむ学校教育を推進します。

2、互いの人権が尊重される社会づくりを目指すための人権同和教育を推進するとともに、障害のある子供を一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育への取り組みを進めます。

3、人間の一生を支える強い意志とたくましい体力を育てるための健康教育を推進するとともに、西予市が提唱するスポーツ立市の実現に取り組みます。

4、多様な学習機会の創出と提供による生涯学習の推進と高度情報通信社会に対応できる人づくりを目指します。

5、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域が連携協働して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支援します。

6、個性豊かな西予市文化に誇りを持ち、これを支援する態度を育てるとともに、みずからその伝承と新しい文化の創造に寄与する市民を育成し、文化の薫り漂うまちづくりに努めます。

7、少子化社会の中で一人一人を地域の宝として大事に育てようとする市民の意識を高め、人間性の基礎を育てる幼児教育を推進します。

実際には嶋川議員が求められている答弁にはなっていないかもしれませんが、私もまだ経験が浅うございまして、実際に自分でどのようにしていこうかというのは、これからのところが正直なところです。これがただいま西予市教育委員会が打ち出しております教育の基本方針でございます。そういう意味で、以上の7点を基本としまして教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 今教育長おっしゃったように、本来であれば教育長の言葉でお願いしたいというところでございますが、まだなられて日が浅いということでございますので、これから期待するところでございます。

議案第85号につきまして……。議案第85号、大丈夫なんですね、議長。

これにつきまして、理事者にちょっと質問いたしますが、ご案内のとおり非常に原油が高騰して

おりまして、実質もう過去4年間で私の記憶でありますと、既にはや4,000万円、5,000万円の委託料、議場ですからそういう表現をさせていただきますが、委託料を拠出しておるわけでございます。西予市に4つございますね、おふる場が4つございますが、これはこのままでいいのかどうか。ここに来て指定管理者制度も含めてそろそろ考える時期に来ているのかなと私は思うわけでございます。我々議員におきまして、合併した直後は、ほかの旧町のことはなかなか言えないという現状があったわけでございますが、三好市長2期目に入りますと、もうそうも言っておられないというのが現状じゃないかと思えます。私も詳しくは調査はしておりませんが、恐らく委託料という形でかなり指定管理者制度、その他の云々でかなりお金は拠出していると思えます。市長もきょうも申しましたが、財政力指数が28%この西予市におきまして、果たしてそれでいいのかどうか、ここはひとつ4年間じっくりかけて、我々議会も考えなければなりません、いわゆるチェンジ、改革をしなければならぬと思うわけでございますが、市長のお考えをお伺いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この場でやらさせていただきます。

それでは、議案第85号の関連で、いわゆる第三セクター等々のあり方の問題だと、このように思うわけでありますが、確かに今の第三セクターについては、問題も残すところもあります。これは財政的な問題からという観点からではそうだと思っております。第三セクターというのは、どういふものかということも別段考えなくてはいけないということも以前から答弁をさせていただいておりますが、いわゆる地域の産業や雇用に寄与するものであったら、ある程度のところまで許容範囲があるんじゃないかと。その許容範囲を超えたときにどうするかということだとこのように判断をするわけであります。今回、カト温泉につきましては、乙亥の里の条例の一部改正にというのはカト温泉でございますが、100円上げさせていただくようにもさせていただきました。これは、今の段階では、やはり当初予定しとったから比べて半分強ぐらいですか、入浴客がそれぐらい

であります。これは大幅な当初の見積もり違いというのがあったということは、これは皆さんもご案内のとおりでありますから。その中である程度あそこの財政、市が持ち出しするものをどうしていくかということも含めまして今回100円を上げた。もう一つは、この問題に関しては、もう少し上げた中で、もう少し集客力があるような行為もできるのではないかとということでやらさせていただきましたところでありまして、これは個別論であります。嶋川議員のおっしゃるのは、こういう第三セクターのあり方あるいは指定管理者の問題等々に言われたと思えますが、これは今後の重要な課題として認識をさせていただいた上で、きょうは答弁を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長 ほかにご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第86号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

元親孝志君。

10番元親孝志君 補正予算の総務管理費、情報推進事業費1億2,111万1,000円の減額についてお伺いしたいと思います。

3月に当初予算を組んでまだわずか3カ月でございますが、この時点で既に1億2,111万1,000円の減額ということには、どういう理由があったのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

それから、心配されるのは、今の段階でこういう減額であれば、当初計画をいたしております2011年7月のデジタル化放送に向けて、この事業は工期限内に完成する見通しが立つのかどうかと

いうことを2点目にお伺いしたいと思います。

それから、3点目として、昨年我々議会と市長とで国会の陳情に行きました。その内容につきましては、総務省に参りまして、総務省の交付金事業3分の1交付金というものをできれば3分の2に増額を願いたいという陳情をいたしまして、我々それなりの反応があったのかなという思いで帰りましたが、この話につきましては、現実どうなっているのか、とりあえず3点お伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 まず、1点目の約1億2,000万円の減額理由であります。この点につきましては、昨日財政課長の説明もございましたが、これは総務省と農林水産省の併合した形で今まで補助申請を行っております。それで総務省につきましては、都市系内の部分が総務省に該当にします。そして、その周辺部分が農林水産省ということで交付金が受けれるわけでありまして、今回このような減額になりましたのは、総務省と農水省の案分方法がそれぞれ出てきました。それで、国のほうへ参りまして、総務省と農水省の案分を線引きをしまして、そういう形でのことでありまして、それで、まず大きな要因としましては、農林水産省は、まずことしの予算が既に固まっておったわけでございます。それが総務省から農水に移った部分の事業分がどうしても補助金の交付決定にならないというようなことございまして、その部分を減額したような次第であります。

それから、2011年7月のデジタル化に向けて見通しが立っているかということでございますが、これは当然7月までには向けて全工事を完了する予定にいたしております。ちなみに、本年度7月、8月には、もう入札にかける予定にいたしております。

それから、国のほうへ陳情を議員さんがされたようではありますが、この点につきましては、もう既に3分の1というふうには決定をなされているところでございます。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、国の陳情の関係だけ追加

して回答させていただきたいと思っております。

ご案内のとおり前議会の議員の方々と一緒に陳情に行かせていただきました。そのときには、いわゆる条件不利地域について3分の2ということの要望もいたしておりました。これは大きな流れの中で3分の2までいかなというような流れもあっております。今もこれも国の中で捨てられるわけではありません。ただ財務省との関係で、そこが今回の中で切られたということだと聞いております。今後やはりこういう条件不利地域が全国に多いわけでありまして、やはり私も今後とも続けて要望をしていくべきだとこのように思っております。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 私が余分な心配をいたしますのは、今の情報通信事業っていうのは、全国が手を挙げております。そういった中で国が持っている財源っていうものには当然限界があります。そしてまた、西予市も単年度に全額補助金を交付されるわけではなく、事業をしながら毎年その予算がおりてくるわけですから、3年向こうの交付金3分の1という確約というんですか、そういったものに対する信頼度っていうのは、果たしてあるのかなと。もしそれがなければ、西予市にとって非常に大きな自主財源の持ち出しになるんじゃないかという心配をするんですが、そういう総務省と西予市との、それは農水省も同じですが、確約的なものはこれは心配要らないのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 これは国への信頼関係ということでございますが、総務省の事業は平成20年度1カ年限りで終わります。今までの情報からいたしますと、なかなか総務省のほうは予算がつけづらいという情報も得ております。

しかし一方、農林水産省のほうについては、予算の枠が結構あるようでございます。そういったことで、来年度、再来年度に向けての農水省の事業につきましては、当然これは交付決定がなされるであろうと思っております。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、これに関連してもう一点だけお伺いしたいと思いますが、CATV事業の行政の取り組む姿勢について確認をさせていただきたいと思うんですが、先般お聞きした話によりますと、この事業、市長のマニフェストにあります総額約45億円、大変な額の事業でございます。私ども議会としてこれを早急にやるべきというふうに推薦した以上、非常にこの事業の成功、失敗等に対して責任を感じておるわけでございますが、そういった中で今心配されるのは、この事業主体というものが、新しくことし4月1日から株式会社西予ケーブルテレビですか、のほうに移行いたしております。これだけの大きい事業を株式会社CATV事業に任し切れるのかどうかということと、この事業が将来的に成功であったか、失敗であったかということは、2011年7月までにどれだけの加入率を確保できるか、もうその時点でこの事業の結果が出るんじゃないかということで、非常に加入率の心配をするわけでございます。そうしたときに、これだけの事業というものは、果たして一会社でできるかどうか、またそれに対して行政が今後どういうふうにかかわって行政と株式会社がどのような形でこの事業を成功に持っていくつもりなのか、その辺の考えがどうも私は認識がちょっと甘いんじゃないかなという感じがいたしますが、答弁求めたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 この事業の成功の可否でございますが、やはり一番求められるのが、これは加入率の問題であろうと思っております。そういったことで、今行政とCATVが一体となりまして説明会に入ろうとしておるところであります。

まず、6月27日から職員に対して説明会を行います。これは職員がいつだれでも聞かれても答えられるようなことで説明会を開く予定にいたしております。

それから、まず各地区から要望がございましたら、情報推進課のほうで出前講座という形をとらせていただいております。そういうことで要望があり次第、その地区に出向いていく予定にいたし

ております。

それと、CATVの会社のほうにつきましては、8月から第1期エリア工事が入りますが、そこを重点的に説明していこうかなということで今予定を組んでおるところであります。

それで、これは私は行政が主体性を持つというよりも、やはりCATV事業というのは、西予ケーブルテレビ株式会社が主体性を持つべきであろうと思っております。こう一々行政が会社のほうに首を突っ込むといいますが、ちょっと不適切な言葉ですが、そこまでは私はいかなものかなと思っております。やはりあくまでも第三セクターはその会社の経営が経営主体でありますので、第三セクターの経営者がどんどん進めていってほしいとこのように思っているところであります。そういうことで、先般の広報にも加入金あるいは料金体制も載せておるところであります。それで、その料金体制を示した上での一つのちょっと試算的なものを言わせていただきますと、加入率の目標につきましては60%を目指しております。がしかし、この試算におきましては、やはり厳しく見積もっておる中であります。共聴施設につきましては、約115の施設組合がございますが、加入世帯は約4,600ですか、約4,600世帯ございますが、その2分の1の加入を目指しております。そのほかの地区におきましては15%、そういった形でシビアな計算をいたしておるわけですが、そこで開設以降4年目には黒字転換が図られるかなと、そういう試算をいたしているところでございます。

議長 兵頭勇君。

18番兵頭勇君 農林水産業の農業費の中で、ページ31ページになりますが、農村環境保全向上活動支援事業についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

ちょうどこの事業は、県の半額、2分の1の補助事業であるようですが、昨日の担当の説明によりますと、5カ所であるという説明であったかというふうに思いますが、わかればその箇所の地名をお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 これは今年度から、今まで前年度までは83地区で5カ所の今年度増ということでございます。地区名につきましては、宇和地区で神領地区、明間中組の2地区でございます。野村は野村西地区でございます。それから、城川で伏越地区と町中地区でございます。その5カ所でございます。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 ページ41ページのALT2名の件についてお尋ねをいたします。

非常に平成23年から入る英語必修科目ということで、非常に先立った政策ではあると思いますが、私はもっとやはり少し先を行くということではなしに、もっと西予市はどうせ政策を組むんだったら、もう一つ先行って、2名ではなしに、やはり各町5名、5人ぐらい一遍に、この計算でいきますと5名になっても500万円ぐらいになると思います。これを現状2名のところをどういように配置される計画なのか、そして委託料の減額はどこを減額して2名をこのようにされるのか、お尋ねをいたします。

議長 森教育部長。

森教育部長 お答えをいたします。

英語指導力の関係でございますが、現在西予市では3名のALTを確保してございます。その内訳は、三瓶中学校、明浜中学校、宇和中学校へそれぞれ配置をしております、今回キンバリー、ジーンというのが野村、城川あてに入ってくる予定でございまして、さらに各小学校へ配置をするということで、白武ジョージ先生を、これは宇和町多田にお住まいの方ですが、お願いをして確保しておる状況でございます。

減額につきましては、白武先生に今までお願いをしておった分を調整をして、全体といいますか、ALT4名体制を維持していくという考え方でございます。

以上でございます。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 これは補正予算の説明書の概要の中で、小学校の教育課程の外国語活動の必修化に備えるために英語指導助手を増員するという計画であるということでございますが、中学校の3名の問題と、そして張りつけの小学校に張りつけであるのか。そして中学校の3名、そして2名ふえた5名で5地区、旧の5町をやるのか。非常に小学校の教育課程での外国語活動の必修化にとって、そしてそこを小学校のころから外国語を教えていくと、非常にすばらしい姿勢であるという形なのかが、お話を聞いてますと、中学校の中でと小学校が回ってしまう、埋没してしまうような形になるような感じがするんですが、最初の言った小学校教育課程での外国語活動の必修化に備えるためという形のもの少しぼけてくるんじゃないかと思うんですか、いかがでしょう。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後1時40分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時58分)

森教育長。

森教育長 大変失礼をいたしました。

それでは、酒井議員の質疑について答弁をさせていただきます。

昨日も説明いたしましたように、23年度から実施される小学校の教育課程での外国語活動の必修化に備えるために前倒しをして行うということは、きのう説明させていただきましたが、酒井議員のただいまの議員の質疑は大変すばらしいご意見であろうと考えますので、来年度に向けての検討課題として十分考えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 それでは、もうせっかくでございますので、英語といわず中国語、隣の近所の、中国語、そしてハングル語もひとつやっただくように要望いたしておきます。

終わります。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第88号「平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第97号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

宇都宮明宏君。

8番宇都宮明宏君 議案第91号、西予市後期高齢者医療制度、これについてちょっと質問をさせていただきますと思います。

これは愛媛県の広域でやるということで、西予市のような財政が厳しいような町では、どっちかということ、負担が減るようなことになるのではないかと考えておりますが、現実として市民の保険料が減る方がどのくらい、何割くらいおられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 宇都宮議員さんの質問でありますが、後期高齢者に移行されまして、国保から後期高齢者という形で、国保は世帯主に課税をされておりました。後期高齢者におきましては個人一人ずつに課税されるという形で、それぞれ課税はされておりますが、何分にも9,100人という方が移行されております、約9,100人。そういった中で、国保で一人ずつの計算をしていくということは、余りにも大変な手作業の仕事になってまいりますので、どれだけ的人数がどれだけ減ったか、またふえたかということは、ちょっと今の段階ではわかりかねます。一応、単身世帯とか夫婦世帯、夫婦世帯でも75歳の方があって妻が75歳未満とか、いろいろケースがございます。そういった中で一応ちょっと75歳以上で単身の方を年金が79万円の方を7割軽減で2万4,000円国保で徴収しておりましたものを、後期高齢者に移りますと1万2,490円といった計算になってまいります。それから、201万円年金がある方で2割軽減という形で、国保では7万8,400円、後期高齢者では7万1,000円といった形で、ここらまでは下がってまいり

ますが、年金が400万円、そういう方は、国保で21万3,800円納めていただいておりますのが、後期高齢者で22万1,810円といった形でふえてまいります。それで、どれだけふえたか、どれだけ減ったかという人数は、今のところ掌握しかねておりますので、答弁とさせていただきます。

議長 ほかにありませんか。

元親孝志君。

10番元親孝志君 今ほどの議案第91号について私のほうからも質問をさせていただきたいと思っております。

今回の後期高齢者医療制度につきましては、2000年4月にスタートした介護保険制度と比べますと、非常に船出の段階から厳しい批判を受けております。今国会においても野党は全面制度の廃止ということを言われておりますし、与党につきましては、保険料の引き下げで何とかこの制度を維持したいというふうな状況にあるようでございます。今回なぜこういった状況になっておるのかということを考えてときに、余りにも提出が唐突であったのではないかなという印象を受けております。我々議会に提出された時点でも、制度後の話は資料を持ってわかりませんが、今回なぜこの制度を導入しなければいけないかという背景の説明はほとんどなかったのではないかなというふうな私は印象を受けております。そういった中で今回の制度を私なりにいろいろ調べたところ、なぜこんなに問題が起こっているかというのは、基本的に低所得者層に対して非常に厳しい制度であるということが言われております。今回の保険料の2分の1は均等割、そして残り2分の1は所得課税ということで、低所得者のこの2分の1の均等割は非常に負担が大きいということが言われておるのが現状であらうと思っております。

そこで、まずお尋ねしたいんですけども、今回の後期高齢者医療制度の保険料は、年金から天引きということになっておりますが、実際には全国で250万人自分で現金を納めなければいけない人がおられるというふう聞いております。というのは、年金から天引きできない、年金が年間18万円以下の人とか、それから介護保険と足して年金の2分の1以上負担しなければいけない人

は、直接持っていかなければいけない、これが全国で250万人、西予市には何人ぐらいますおられるのかということが1点。

それから、今全国の都道府県それぞれの平均の負担額がいろいろ出ております。一番高いところで神奈川県が9万2,000円、それから安いところでは4万円幾らというふうに、もう既にスタート段階で都道府県別で倍半分の差額があるわけですが、愛媛県では今平均の保険料は幾らなのかという、まず2点お伺いしたいと思います。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 年金天引きされてない方の人数でございますが、ちょっと詳しい人数までは今ちょっと把握しておりませんので、できなかつた分につきましては、電算のミスで101件ありました。あと個人で徴収する人数が、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど説明をせらせていただきたいと思います。

県平均の単価でございますが、これは、済みません。県平均といいますが、現役並の所得者の方で自己負担額が60……。失礼しました。これは違う。済みません。ちょっと手元のほうに資料を持ってきておりませんので、後ほど説明をせらせていただきたいと思います。お許しをいただきたいと思います。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 今の関連でもう一件ですけども、今回の利用者にとって一番厳しい制度というのが一つありまして、今回今ほど言いました年金で天引きできない人は、個人で現金を納めなければいけない。高齢者ですから、当然足の不自由な人もあれば、現金が間に合わない人もおられるわけでございますが、これを滞納しますと、資格交付証というものを発行されて、それを持って病院へ行きますと、全額そのとき一時的に立てかえなければいけないという制度になっておるようでございます。その場合の滞納期間どれだけあったら今の保険証が失効して資格証明書に切りかわるのかということをお伺いしたいと思います。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 暫時休憩をお願いします。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時09分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時11分)

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 失礼いたしました。

先ほどの保険証の交付でございますが、国保に関しましては、1年間ほど滞納がありまして、そこへ出向いて払う意思がない場合は、資格証を発行するというようなことをやっておりました。後期高齢者につきまして、今ちょっと係が上のほうへ上がってきてくれておりませんので、後ほど後日ご報告をさせていただいたらと思っておりますが、お願いいたします。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 細かい数字はそれで構わないんですが、もう一つだけ、これは政策的な質問ですけども、今ほど言いましたように、今回の後期医療制度というのは、非常にスタートから全国的に批判が多いというのは、先ほど言いましたように、低所得者層に対して非常に厳しい制度であるという現実があるようですが、これは愛媛県広域連合の中で管理運営されていくわけですが、西予市としてこういった人たちに減免措置、西予市として単独で減免措置等々を行って今の制度維持に努めるとか、そういった政策的なことは、市長、考えられておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 この後期高齢者制度っていうのは、今元親議員がおっしゃるように非常に批判が多い制度であります。私も根本的に、私はこの制度の根本的なところが私個人としてはどこが悪いかっていうことだけ、まず最初言わせていただきます。これは私の考えです。

75歳以上の方と75歳未満の方を分断してしまった。いわゆる日本人が本来持っている、親が子供を育てて、子供が親が高齢者になったら親を

見る、そういう本当の倫理観といいますが、道徳観というのを根底から覆してしまった。75歳以上の人を分断してしまって、個別に夫婦、それとも個別に徴収する、この制度性っていうところが私も非常に問題があるなというのが私自身の個人の考え方でありまして。あるいは、これはあくまでも私の私見でございますから。それとともに、私ども後期高齢者制度の中の説明不足っていうのがあったと。これは市長会等々についても国に対して、市長会からも県の市長会、四国市長会あるいは全国市長会からも言わせていただいております。やはり唐突であったと。私どもも愛媛県の広域連合の中で、広域連合としてぱっと受けたということがあって、安易に受けてしまったということもなきにしもあらずだったという反省も後期高齢者連合の中にもあることも確かであります。そういうことの中で、今ほど最後の質問でございますが、それぞれの減免措置等々が西予市単独でできるかどうかというご質問でございますが、これは基本としてはできない。いわゆる連合として後期高齢者制度を県単位でやっているという以上は、市単独でそれを上乘せすることは、これは制度上としては非常に矛盾するものであって、それは私はできないと、このように思っております。

以上です。

議長 あと一回認めます。どうぞ。
元親孝志君。

10番元親孝志君 これは、今回の後期高齢者医療制度というのは、当初から2年で見直しになっとります。介護保険は当初5年で見直しということでスタートしましたが、今回2年で見直しということは、もうスタート段階で既に将来のことはわからないという制度設計になってるんじゃないかなということがまず想像できるんですが、その中で今心配されとるのは、これからどんどんどんどん後期高齢者ふえてまいります。そうした場合に、今の制度でやはり限界が来るのはもう、今言いましたように2年後に来るぐらいな状況にあると。そのときにどう措置するかというと、保険料を上げるか、あるいは今心配されておる医療給付のレベルを下げるか、二者択一であろうということが今言われておるわけですが、そのことに対し

てスタートの段階で行政サイドはどういうふうな将来展望を持ってこの事業を推進されておるのか。これは私として、先般市議会議員の選挙をやっておりまして、日本共産党が言われていたのは、過去の4年の市議会議員は、今回の制度に対してめくら判を押しておるといふような街宣をされておりました。これは我々として非常に不名誉なことではあります。私はこの制度は、当然制度としては必要であろうと。総論では賛成できますが、各論においては、2年見直して修正していかれるのかなということで、今回この案件について議会の中で承認をしたわけですが、現実にはそういうふうな我々も批判を受けるわけですから、ここはやっぱりしっかり議論をさせていただいておかないと、今後またあなた方は何の議論もせずに案件に対してめくら判を押しているんじゃないかというふうなことを言われたんでは、憤慨でありますので、あえてその点十分確認をさせていただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 この制度設計の問題が、西予市の議会でなじむかどうかというところが、私はあるのかなと思っております。したがって、ここに例えば空論を話してもいかない。だから、私どもは議会と私どもの行政と国に対してどういう提言をしていっていかなくてはいけないのか、このように思っております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案14件につきましては、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思います。

(日程6)

議長 次に、日程第6、陳情第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について」を議題いたします。

この陳情については、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

6月26日午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後2時19分

平成20年第2回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成20年6月26日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成20年6月26日
 午後2時00分
 1.閉 会 平成20年6月26日
 午後3時10分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教育長 森 英二
 会計管理者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明
 教育部長 森 精一

- 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 九鬼 則夫
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程

- 1.会議に付した事件 別紙のとおり
 1.会議の経過 別紙のとおり

議事日程

- 1 議案第 99号 西予市有料駐車場西予市
 宇和第4駐車場の指定管
 理者の指定について
 議案第100号 皆江グランド用地の取得
 について
 2 議案第 84号 西予市社会体育施設条例
 の一部を改正する条例制
 定について
 議案第 85号 西予市乙亥の里条例の一
 部を改正する条例制定に
 ついて
 議案第 86号 八幡浜・大洲地区広域市
 町村圏組合理約の変更に
 ついて
 議案第 87号 平成20年度西予市一般
 会計補正予算(第1号)
 議案第 88号 平成20年度西予市授産
 場特別会計補正予算(第
 1号)
 議案第 89号 平成20年度西予市国民
 健康保険特別会計補正予
 算(第1号)
 議案第 90号 平成20年度西予市老人
 保健特別会計補正予算
 (第1号)

- 議案第 91号 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 92号 平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 93号 平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 94号 平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 95号 平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 96号 平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 97号 平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
- 陳情第 4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について
- 追加 意見書案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について
各常任委員会における閉会中の継続審査について
議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 99号 西予市有料駐車場西予市宇和第4駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第100号 皆江グランド用地の取得について
- 2 議案第 84号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 85号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 86号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 議案第 87号 平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第 88号 平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 89号 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 90号 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 91号 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 92号 平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 93号 平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 94号 平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 95号 平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 96号 平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 97号 平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
- 陳情第 4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について
- 追加 意見書案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について
各常任委員会における閉会中の継続審査について
議員派遣の件について

開議 午後2時00分

議長 ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 6月17日の本会議におきまして、ご質疑のありました元親議員の後期高齢者医療につきまして答弁を保留としておりました件につきましてお答えをさせていただきます。

まず、西予市の普通徴収者は何名かですが、4月に年金天引きができず7月より納付書で納付となる方は1,047人です。

それから、社会保険等の被保険者となっている方で、4月から9月まで保険料が免除され10月から納入となる方が1,517名となっております。

次に、後期高齢者医療保険料であります。平成20年度愛媛県後期高齢者医療保険料は、現時点での概算ですが、1人当たりの保険料負担額は5万5,320円、西予市の1人当たりの保険料負担額は3万6,484円になります。ちなみに最高の保険料限度額は50万円、最低が1万2,490円で、これが7割軽減の該当部分となっております。

次に、資格証明書発行要件についてですが、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料滞納者に対する措置の取扱要綱案により、納付期限が1年が経過するまでの間に保険料を納付しない被保険者に対し、特別の事情を除き被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとしていますが、6月12日政府・与党において、後期高齢者の円滑な運営のための負担の軽減等についてが取りまとめられ、今後見直し案が円滑に実施されることとなりました。それによりまして、最低保険料は7割軽減から9割軽減が加わりません。

また、資格証明書の運営に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの保険証を発行することとされました。

以上、答弁とさせていただきます。

(日程1)

議長 日程第1、議案第99号「西予市有料駐車場西予市宇和第4駐車場の指定管理者の指定について」及び議案第100号「皆江グランド用地の取得について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第99号「西予市有料駐車場西予市宇和第4駐車場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本市が設置いたしております有料駐車場は、去る6月16日に議決をいただきました宇和第4駐車場を含め宇和町内に4カ所ございますが、そのうち3カ所は宇和町駐車場管理組合が指定管理者として維持管理及び運営を行っております。このたび新たに設置いたしました宇和第4駐車場につきましても、他の駐車場と同様に指定管理者による運営を行うことといたしており、その候補者について慎重に検討いたしました結果、地域経済との連携及び過去の実績等を踏まえ、現在の3カ所の駐車場の指定管理者である宇和町駐車場管理組合を指名により選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

本駐車場の指定管理者の指定期間につきましては、平成20年9月1日から平成21年3月31日までの短期間といたしておりますが、これは他の3カ所の駐車場の指定期間が同期日までとなっており、4カ所ともに指定管理期間を同一とすることによるものでございます。

なお、宇和町駐車場管理組合の概要及び施設の運営計画等につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいませうようお願い申し上げます。

議長 森教育部長。

森教育部長 議案第100号「皆江グランド用地の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市教育委員会では、三瓶特別養護老人ホーム用地に提供いたしました三瓶南運動場の代替施設として、皆江地区にグラウンドを整備することといたしており、今議会におきましても、その工

事設計委託料について補正予算を計上しているところでございます。

このたび皆江グラウンド用地である三瓶町皆江329番ほか11筆、8名の地権者から総買収面積6,945平方メートル、買収金額合計4,111万2,000円で土地売買仮契約の締結が完了いたしましたので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

なお、配付いたしております議案の別紙につきましては、すべて議決事項ではありますが、個人情報が含まれておりますので、取り扱いには十分ご留意をいただきますようお願いをいたします。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第99号及び議案第100号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、議案第99号「西予市有料駐車場西予市宇和第4駐車場の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 着席ください。

起立全員です。よって、議案第99号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第100号「皆江グラウンド用地の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第100号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時10分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時32分)

(日程2)

議長 日程第2、議案第84号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」から議案第97号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの14件と陳情1件の15件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、宇都宮総務委員長の報告を求めます。

宇都宮明宏総務常任委員長 総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る6月17日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案3件に対し、6月18日から委員会審査並びに所管事務調査を行いました。

審査の結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、当委員会では、付託されました議案を総括するため市長との懇談会を行いました。議案審査と所管事務調査並びに懇談会の中で、委員より出された特徴的な意見、それに対する回答について概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号)」に関連して、ケーブルテレビ事業費が減額になったことに対する説明を求めたところ、総務省と農水省の補助金と宇和町内の都市計画区域の関係で、今年度の事業範囲のうち、れんげ、永長地区が来年度になるとの説明がありました。

続いて、新庁舎建設事業に関連して、事業費の拡大により一般財源や起債の償還のめどは立っているのかとの意見に対し、市長は、起債の償還については、合併特例債なので償還額は3割強であり、償還年数を考えると単年度支払い額は財政を圧迫する額ではない。一般財源については、基金をあと1億円程度追加して約7億円にした上で一

般財源の額を減らすよう努力することにより対応したいということでありました。

限界集落対策関連では、行政のサービス向上と経費削減、さらには地域の活力を再構築する意味において、総合支所の人員を大幅に減らしてでも周辺の公民館への積極的な人員配置をする時期が来ているのではないかとこの意見に対し、市長は、前向きに考える方法論もあり、また一自治体だけで解決できない面もあるので、情勢とともに議会においても国に実情を説明するなどの行動をしてほしいとのことでありました。

以上、今定例会で付託されました議案の審査概要について申し上げましたが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

平成20年6月26日、総務常任委員会委員長 宇都宮明宏。

議長 次に、酒井厚生常任委員長の報告を求めます。

酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

去る6月17日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案7件について、6月18日審査を行いました。

審査の結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案はおおむね4月の人事異動による人件費の増減による補正が主でありましたが、審査の過程における主な質疑内容、また委員より出された特徴的な意見についてその概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、環境衛生費290万円の業務委託料の背景、目的はどのようなものか質疑があり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条及び京都議定書目標達成計画に基づき都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定する業務委託であり、本年作成して平成24年までの計画ですとの説明がありました。

次に、宇和地区内には公立、私立の保育所があ

るが、旧町ではほとんど公立保育所となっているが、将来の保育所運営はどうなるのかとの質疑があり、保育所の運営経営については、市の行政改革大綱にも見直しが見込まれており、本年度民営化検討委員会を立ち上げ検討協議する諸準備を現在進めているという説明がありました。

次に、平成16年から平成20年度の微量採血のための穿刺器具の不適切使用について詳細な説明があり、改めておわびがございました。

次に、議案第89号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、臨床転換支援金とはどのようなものかとの質疑があり、後期高齢者の事務的な経費であるとの説明でありました。

次に、議案第90号「平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」につきましては、その他委託料についての質疑があり、医療費通知事務に係る委託料との説明がございました。

次に、議案第91号「平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、後期高齢者医療に対する説明を、市民、特に高齢者に対して詳細に理解できるように努力してほしいとの要望をいたしました。

次に、議案第97号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」野村病院分につきまして、新たに勤務していただく地元出身野村の眼科医の経歴が紹介されました。

また、導入医療器具の価格の精査の質疑があり、業者選定の見積もり、決済方法等についての説明がございました。

議案審査後、議会運営委員会で決定された病院問題は、厚生常任委員会が所管事務の継続調査、審査をしていくこととすることに基づき、病院の現状と今後についての考えを市長に説明を求めました。全国的な医師不足の経緯説明があり、非常に厳しい現状であるとのことでしたが、医師会との協力対応も進んでおり、公営企業部の新設をし、最善の努力をしていきたいとの考えでありました。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

平成20年6月26日、厚生常任委員会委員長 酒井宇之吉。

議長 次に、元親産業建設常任委員長の報告を求めます。

元親孝志産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

去る6月17日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案6件、陳情1件について、6月18日に審査を行いました。

審査結果はお手元に配付の委員会審査報告のとおり、全会一致で原案どおり可決決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして特に委員より指摘、要望のありました事項を抜粋して報告申し上げます。

委員会に付託される議案については、昨年度より3月当初予算が総計予算になっているため、以前のような補正予算は基本的にありません。したがって、議案の大半は職員の異動に伴う人件費の補正と条例改正が主な議案となります。

初めに、議案第85号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」は、原油高等の影響で乙亥の里カロト温泉の経営が逼迫しているため、入浴料金を現行400円から100円値上げして500円に、回数券については11枚つづりの4,000円から12枚つづりの5,000円に入浴料の増額の改正を行うものであります。議案に対して、委員より、この施設は福祉目的と聞いているが、高齢者の入浴者数とその効果はどうなっているのか。また、何回か訪れたが活気が感じられない。魅力特色のある施設とするための努力はされているのかという問いに対して、高齢者の利用者は20年度で2万2,600人程度を見込んでいます。また、施設の活気については、指定管理者の商工会と協議を重ね、経営改善計画を出していただいているが、指定管理者と現場、事務担当者との関係がスムーズにいないのが現状であります。20年度は行政と指定管理者とよく検討を重ね、利用客をふやすよう鋭意努力をしてみたいと答弁がありました。言うまでもなくカロト温泉は公共の施設であることを第一に考えれば、料金は安く、しかもサービスが行き届いていることは当然のことであり、指定管理者に今後より一層の経営努力を求めるものであります。

次に、議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号)」については、委員から

多くの意見はありましたが、予算の内容等についての質問であり、特記すべき点はありません。

議案第93号簡易水道事業、議案第94号農業集落排水事業、議案第95号公共下水道事業、議案第96号上水道事業会計補正予算については、職員の異動に伴う補正であり、特に問題はありません。

以上、付託案件については、審査の結果、全会一致で可決決定いたしました。

次に、所管事項の調査結果について報告いたします。

当委員会では、今年度は旧町を順番に回り、それぞれの町が抱える諸問題について調査研究をいたすことにしました。今回は6月18日と6月20日に野村総合支所に行き、担当職員から現状と課題について資料に基づく説明と現地確認をさせていただきました。当委員会の調査の目的は、合併後の旧町の現状を実際に肌で感じ、その中で問題点を発見し、行政に反映していくことが目的であります。特に懸念される限界集落に伴う耕作放棄地の問題、西予市の基幹産業である農林漁業の経営の問題、各町が抱える指定管理者の管理運営状況、そして年々縮小する公共投資に対する費用対効果及び施工方法等について調査するものであります。

初めに、農業の実態についてご報告いたします。

野村町は、昭和30年の合併以来、ミルクとシルクと葉たばこの町を行政の基本に位置づけ発展してまいりました。

しかし、厳しい社会変動の中で、まずシルクが化学製品の普及でだめになり、続いて葉たばこが生産調整になり、頼みの酪農・畜産も牛乳の消費者離れに伴う価格の低迷、それに追い打ちをかける粗飼料の高騰で廃業も選択肢の一つという大変厳しい現状に直面いたしております。そこで、今回酪農家に直接面談させていただき、現状を確認させていただきました。農家の説明によりますと、野村町の平均搾乳頭数は1農家当たり30頭で、搾乳牛1頭当たり月に360キログラムの配合飼料が必要であります。平成18年4月と平成20年4月を比較すると、配合飼料だけで1農家当たり月10万円負担増になっているということです。乾燥飼料、パイプライン等の燃料費を加えると月額11万6,600円が新たな農家

負担になっていると言われました。西予市もこのような事態を憂慮し、当初予算で畜産産地粗飼料流通緊急支援事業補助として1キログラム当たり1.5円を補助することで農家負担を軽減されています。農家から感謝の言葉をいただきました。このような厳しい現状に対して、今後さらなる支援策を講じる必要性を感じました。

次に、キュウリ、ナスの栽培概要について報告いたします。

西予市においては、野村地区を中心にキュウリが栽培され、国の指定産地になっています。

しかし、現状は過疎化、高齢化が深刻な状況にあり、将来的には安定的かつ継続的に生産者を確保することは極めて厳しい状況にあるとの報告でした。このような中JAひがしうわでは、平成18年度に大型選果機を導入し、キュウリ、ナスの栽培面積の維持拡大と選果作業の省力化を図ってまいりました。平成19年度のキュウリの作付面積は29.2ヘクタールであり、生産者数は127名であります。生産額は3億6,400万円、キロ単価231円との報告でした。選果場で受けた説明では、生産者がこの施設を利用することで、販売価格の4割が施設経費として天引きされるということでした。

さらに、農家は生産のためには、苗代、肥料、農薬等が必要であり、最終的には価格の7割が生産コストとして必要であり、農家の収入は市場価格の3割程度しか見込めないとのことでした。対策として、キュウリは国の指定産地になっているわけですから、品質管理、生産者利益等を徹底し、キュウリの差別化を図る商品のブランド化を目指してはどうかと提案をいたしました。いずれにしても厳しい農業の現実をかいま見た感じがいたしました。

次に、公共施設の管理運営について報告いたします。

委員会では、シルク博物館と乙亥の里の両館長に施設の経営状況について報告を受けました。

初めに、シルク博物館であります。シルク博物館は、現在常設展示場2室と染織講座室、製糸工場が稼働いたしております。博物館の主な収入は、入館料とシルクの売り上げ、染織講座の受講料であります。市の一般会計からの繰り出しは、概算年間2,400万円です。館長の意見として、シルク博物館の今後の課題は、光熱費を抑制

するために電気のディマンド方式を採用して経費削減を行うこと、2点目として、施設の経営形態は、あくまでもシルク博物館として伝統文化の継承館として運営していくのか、それとも収支決算を重視した民間的経営を行うのか、理事者の決断が必要であるとのことでした。前者であれば、今のままでよいが、後者を検討するのであれば、常設展示場の展示のあり方、染織講座の受講生の募集の仕方、シルクの製造販売の見直し、全体の広告宣伝費の計上が必要になってくるとの意見でした。確かに養蚕農家は、野村町では13戸まで減少しているし、染織講座の受講生も年々減少しています。また、常設展示場も変化がなく、所期の目標を達成しているとは到底思えません。館長の言われるように市長の決断が求められる時期に来ていると感じました。

最後に、乙亥の里カロト温泉についてであります。アリーナの利用者数は当初の計画を達成しているが、カロト温泉については、まだまだ努力次第で改善の余地は十分にあるということでした。指定管理者制度はカロト温泉に限らず、すべての施設について言えることは、行政依存度がまだまだ高過ぎるということです。いま一度行政もしっかり監督責任を果たし、本気で取り組んでいただきたいと思えます。

以上、付託案件の審査報告と所管事項の調査結果報告を終わります。

平成20年6月26日、産業建設常任委員会委員長元親孝志。

議長 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第84号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第85号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」の2件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第84号及び議案第85号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第84号及び議案第85号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第86号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第87号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第87号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第88号「平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第97号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号から議案第97号までの10件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第88号から議案第97号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について」採決いたします。

陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時58分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時59分)

(追加)

議長 追加日程第1、意見書案第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」を議題いたします。

事務局長に朗読いたさせます。

九鬼事務局長 それでは、意見書案第4号、2枚目から添付されております。

「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)」。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化、高齢化が進む中で、森林林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。このような時期に国有林野事業は、いわゆる行政改革推進法に基づき、業務組織の見直しが予定されており、また独立行政法人緑資源機構は、平成20年3月31日国会において独立行政法人緑資源機構を廃止する法律が設立し、19年度末で解散、水源林造成事業等は、独立行政法人森林総合研究所に継承される措置が講じられたところである。

また、独立行政法人緑資源機構を廃止する法律案に対する附帯決議において、1、地球温暖化対策としての森林整備、民有林の保全整備に伴う作業道整備、林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実行体制については、国みずから一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことを含め幅広い

観点から慎重に検討すること。2、山村の過疎化等により森林整備がおこなわれている地域については、一般会計において路網整備を含めた森林整備や山村の定住化条件の整備を図る必要があることから、その対策を検討することが明記されたところである。よって、国においては、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、多面的機能維持を図るための森林整備等の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業木材産業の振興を通じた山村の活性化など、森林林業施策のさらなる推進に向け下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、森林林業基本計画に基づく林業木材関連産業の振興施設の推進と国の森林整備予算にかかわり発生する地方財政措置及び森林所有者の費用負担軽減措置など、平成21年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。

2、緑の雇用対策と森林林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的、安定的な木材の供給体制の確保、さらには、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業木材産業の振興を図ること。

3、水源林造成事業は、水源の涵養はもとより、地球温暖化防止、その他の森林の有する公益的機能の発揮を図る重要な事業であり、引き続き計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施策、放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設を図ること。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、国土の保全、水源の涵養など国有林野が果たしている公益的機能の一層の発揮を図るために一般会計組織による管理運営体制を含め、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて、地域における森林林業担い手育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平外7名。

以上です。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りします。

意見書案第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの意見書案第4号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、「各常任委員会における閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長より、会期規則第103条の規定により閉会中も継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすること

に決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましても、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長にご一任をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のごあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 平成20年度第2回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月16日から開会いたしました本議会におきましては、平成20年度一般会計補正予算を初め多数の重要案件につきましては、開会以来長期間にわたりご審議を経ました結果、いずれも原案のとおりそれぞれ可決を賜りましてまことにありがとうございました。

審議の間におきましては、さまざまなご指摘、ご意見をいただきました点につきましては、執行に当たり十分心して努めたいと存じております。

また、一般質問につきましては、それぞれの立場からさまざまなご質問、ご提言をいただきましたが、答弁いたしましたとおり、実施できるものから進めていく所存でありますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、合併して5年目、これからの西予市は限界集落対策、病院事業改革、水道料金の価格是正等々、市民の生活に直結するあらゆる諸課題が山積しております。これらの諸課題を議員の皆様とともに一つ一つ解決し、住民福祉の向上のため鋭意努力を傾注してまいり所存でございますので、

どうかこの上ともご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じております。

最後に、これからますます蒸し暑い日々が続くこととなりますけれども、議員の皆様には健康に十分ご留意をいただきまして、市政運営に一層のご協力、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。長期間、ありがとうございました。

議長 これをもって平成20年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成20年第2回西予市議会定例会議決結果表

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|----------|----------------------------------|---------|------|
| 議案第 80号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.16 | 原案可決 |
| 議案第 81号 | 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.16 | 原案可決 |
| 議案第 82号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.16 | 原案可決 |
| 議案第 83号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.16 | 原案可決 |
| 議案第 84号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 85号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 86号 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 87号 | 平成20年度西予市一般会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 88号 | 平成20年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 89号 | 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 90号 | 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 91号 | 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 92号 | 平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 93号 | 平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 94号 | 平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 95号 | 平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 96号 | 平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 97号 | 平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第1号) | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 98号 | 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について | 20.6.16 | 原案可決 |
| 議案第 99号 | 西予市有料駐車場西予市宇和第4駐車場の指定管理者の指定について | 20.6.26 | 原案可決 |
| 議案第 100号 | 皆江グラウンド用地の取得について | 20.6.26 | 原案可決 |
| 報告第 1号 | 平成19年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について | 20.6.16 | 承認 |

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|---|---------|------|
| 報告第 2号 | 平成19年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 20.6.16 | 承認 |
| 報告第 3号 | 平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 20.6.16 | 承認 |
| 報告第 4号 | 平成19年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 20.6.16 | 承認 |
| 発議第 2号 | 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について | 20.6.16 | 原案可決 |
| 陳情第 4号 | 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する陳情について | 20.6.26 | 採択 |
| 意見書案第4号 | 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について | 20.6.26 | 原案可決 |
| | 各常任委員会における閉会中の継続審査について | 20.6.26 | 承認 |
| | 議員派遣の件について | 20.6.26 | 承認 |